

回会議ニ於テハ現行二条約失効後即チ一九三七年以後ニ於ケル海軍兵力制限ニ関シ一般討議ヲ為サントスルモノニテ

敢テ質的制限案ノ討議ヲ主眼トスルモノニアラス広ク質、量両方面ノ制限ニ関シ協定ヲ希望スルモノナリ從テ会議ニ

於テハ日本側ノ從来ノ主張モ勿論討議ニ付セラルヘク更ニ日本側ニ於テ如何ナル新案ヲ提出サルモ自由ナリト答ヘ貴電後段議題等ニ關シテハ未タ何等考慮シ居ラサル旨述ヘタリ尚別ルルニ際シ「ク」ハ會議開催前両三回会談ヲ試ミ度シト言ヒタルニ付諸シ置キタリ右ニ関シ客年貴電第二六四号以外ニ心得置クヘキコトアラハ折返シ御回示請フ

米、仏、伊、寿府へ暗送セリ

254 昭和10年10月24日 在米国斎藤大使より
廣田外務大臣宛(電報)

スワンソン海軍長官の海軍會議に関する談話
及び米國側會議代表に関する米紙報道について

て

255 昭和9年10月29日 在英國松平大使より
廣田外務大臣宛(電報)

二 ワシントン海軍軍備制限条約廢棄關係

ワシントン海軍條約廢棄問題に関するディヴィスとの会談について

本省 10月29日後発
ロンドン 10月30日前着

二十七日松平「ディビス」ト内談ノ際華府條約廢棄問題ニ付話行ハレタル処「デ」ハ貴大臣ト「グルー」大使トノ会談ニ言及シ華府條約廢棄ニ関スル日本政府ノ意向ハ承知シ居ルモ同條約ハ有ラユル問題ヲ考慮シタル上締結セラレタルモノナルニ付之ヲ基礎トシテ日本政府ノ意向ヲ參酌シ改訂スルコトハ然ルヘキモ何等ノ基礎ナクシテ新ニ協定ヲ作ランストスルコトハ凡テノ問題ヲ繰り返スコトナリ望マシカラスト思考スル旨往電海第七号ト同趣旨ノ説明ヲ為シタルニ付松平ハ此ノ点ニ関シテハ帝国政府ハ全ク異リタル見解ヲ有シ同條約ノ廢棄通告ハ如何ナル場合ニ於テモナ

ワシントン 10月24日後発
本省 10月25日前着

第四五二号
往電第四五〇号ニ関シ

二十三日海軍長官「スワンソン」ハ新聞記者会見ニ於テ原料品分配等ノ経済問題ハ海軍會議ニ於テ議セラルヘキモノニアラサルコト及米國ハ依然トシテ五、五、三比率維持ノ立場ヲ取ルモノナルコト等ヲ述ヘタルモ日本側ノ主張ニ付テハ批評ヲ避ケタル旨報セラル尚二十四日紐育「タイムス」ハ米國側代表ハ英ノ正式招請ヲ俟テ決定セラルヘキモ「スタンドレー」カ其ノ一人タルヘキハ疑ナク外ニ外交代表ヲ参列セシムル必要アラハ「ノーマン・ディビス」又ハ「ピンガム」在英大使首席代表タルヘシトノ観測ヲ為シ居レリ

英ニ郵送セリ

内ニナスヘキコトニ確定シ居レリ実ハ今回交渉開始ノ劈頭ニ於テ廢棄通告ヲナスヘシトノ議論モアリタルモ我政府ニ於テハ斯クセハ会商ノ空気ヲ悪化センコトヲ慮リ出来得レハ関係国協同シテ廢棄ノ通告ヲナシ然ル上引続キ友好的雰囲気ノ内ニ交渉ヲ進メ各國ニ満足ヲ与フル新協定ヲ作ラントル意向ヲ有シ我々モ此ノ方針ニテ訓令ヲ受ケ居ルモ前回ヨリノ貴代表ノ御話ニ徴シ米國側ニ於テハ共同通告ニ賛成スヘシトモ思ハレサルカ何レニセヨ我方ニ於テハ年内ニ右通告ヲ行フヘキニ付予メ御承知アリタキ旨述ヘタルニ「デ」ハ米側ハ華府條約ノ存続ヲ希望シ居リ英ハ倫敦條約ハ好ミ居ラサルモ華府條約ニ付米以上ニ其ノ存続ヲ希望シ居ル様子ナリ華府條約ノ廢棄ハ本年末後ニ於テモ何時ニテモ為シ得ル次第ニ付二三箇月ニテモ通告ヲ延期セラルルニ於テハ其ノ間日本ノ希望ニ付都合好ク進展スルニアラスヤトモ思ハルト述ヘタルニ付松平ハ年内ニ通告ヲ発スヘキコトハ日本政府ニ於テ既ニ国民ニ対シ「コンミット」シ居ル次第ニ付之ヲ延期スルコトハ到底不可能ナル故此ノ点誤解

無キ様望ム旨述ヘタル処「デ」ハ右ハ「サイモン」ニモ話
サレタリヤト質シタルニ付松平ハ「サ」ニ対シテハ今回ノ
会談直前話シ置ケリ尤モ右通告ヲ為シタレハトテ同条約ハ
一九三六年未迄効力ヲ有シ居リ又日本政府ニ於テハ之カ為
國交上ニ悪影響ヲ及ボササル様充分注意スヘク友好的会商
ハ勿論継続ノ用意アル旨述ヘタル処「デ」ハ何レニセヨ国
交ニ害無キ様方法ヲ講スルコト大切ナリト述ヘタリ
尚英側ニハ既ニ帝国政府ノ意向ヲ内話シタル次第ナルモ協
同通告勧誘ノ件モアリ最近「サイモン」ト会見ノ際更ニ話
シスル積リナリ

仏、伊、米ヘ転電セリ

256 昭和9年10月30日 在英國松平大使より
広田外務大臣宛(電報)

友好関係確保に関するディヴィスの観測について

ロンドン	10月30日前発
本 省	10月30日後着

(館長符号扱極秘)

往電海第一五号ノ末段友好関係確保ニ関シ引続キ「デービ

問題ニ言及シ過日御話シタル通り我政府ニ於テハ如何ナル
場合ニモ本年内ニ條約ノ廃止通告ヲ為スニ決定シ居ル処出
來得ヘクンハ空氣ヲ良好ナラシムル為他ノ諸國ト共同通告
ノ運ニ到ル様努力スヘキ旨ノ訓令ヲ受ケ居ル次第ナルカ英
國側ニ於テハ如何ニ考ヘラルヤト尋ネタル処「サ」ハ英
國政府ハ華府条約ノ存続ヲ希望ス然レトモ該条約ノ廃止ハ
何国タリトモ单独ニ為シ得ル権利ヲ有スルヲ以テ日本ニ於
テ通告セラルモ致方ナキ所ナルカ其ノ結果他ノ国モ同条
約ヲ失フコトトナリ無制限ニ造艦競争ヲ惹起スヘク極メテ
遺憾ニ存スル次第ナリト述ヘタル上更ニ華府条約廃止ノ場
合ニハ廃止通告発効後一年内ニ締約国全部ニ於テ會議ヲ開
催スルコトトナリ居ル旨並ニ華府条約ノ廃止ハ當然同条約
中ノ防備制限条項ノ失効ヲ意味スル処同条項ハ日本ニ採り
有利ナル様考フル旨述ヘタルニ依リ松平ハ右ハ充分承知シ
居ル所ニテ防備制限条項ハ他国ニ取りテモ有利ナル条項ト
考フルモ我政府ニ於テハ之ヲ犠牲ニ供スルトモ華府条約ヲ
廃止スルノ覚悟ヲ有シ居ル次第ナリサリナカラ日本ノ方針
ハ徒ラニ破壊ヲ事トスルニ非ス廃止通告ヲ為シタリトテ引
続キ各國ニ満足ナル協定ヲ作り各國トノ親善関係ノ維持ニ

ス」ハ尤モ斎藤大使カ先般國務長官ニ提出セラレタルカ如
ク日本カ東洋ニ於テ sole judge 又ハ sole arbiter ノ如
キ立場ニ立チ米カ western hemisphere ニ於テ同様ノ立
場ニ立タントスルカ如キ案ハ米トシテハ到底受諾困難ナル
ノミナラス東洋ニ於テ多大ノ interest ヲ有スル英ハ大ニ
反対スヘク仏、伊等ニ於テモ承認セサルヘシ尚日本ニ於テ
ハ「モンロー」主義ニ誤解アルニアラスヤトモ思考ス然シ
友好関係維持ノ為何等カノ措置ヲ講スルコトハ頗ル肝要ナ
リト述ヘタルニ付我方ニ於テモ本件ニ関シテハ充分考量ス
ヘキ旨答ヘ置キタリ

米ニ転電セリ

257 昭和9年10月31日 在英國松平大使より
広田外務大臣宛(電報)

ワシントン海軍条約廃棄に関するサイモンと の意見交換について

ロンドン	10月31日後発
本 省	11月1日前着

海第一七号(極秘)

十月三十日「サイモン」ト会見ノ際松平ヨリ華府条約廃止

努力スルモノナリト述ヘタルニ「サ」ハ米国ノ富力ト資源
トハ極メテ莫大ナルノミナラス大統領ニ於テモ華府条約廃止
セラルニ於テハ造艦ニ巨額ノ資金ヲ支出スルノ意アル
ヤニテ米人気質トシテ其ノ事ナキヲ保セス英國トシテハ米
國ト造艦ヲ競争スルコトヲ好マス憂慮シ居ル次第ナリト言
ヘルニ付松平ハ我方ハ敢テ米国ト造船競争ヲ好ムモノニ非
ス只自己ノ要求ニ応シ国防ヲ整備スルノ建前ナリト述ヘ置
キタリ

米、仏、伊ヘ転電セリ

258 昭和9年11月7日 在英國松平大使より
広田外務大臣宛(電報)

ワシントン會議関係諸条約において海軍条約 と他条約との関係に関する政府の見解回示要 望について

ロンドン	11月7日後発
本 省	11月8日前着

華府海軍条約廃止ニ関連シ華府會議関係ノ諸条約ハ少クト
モ政治的ニハ互ニ相関関係ヲ有スルヲ以テ海軍条約廃止ノ

上ハ他ノ条約ニ付再検討ノ要アリトノ意見一部ノ間ニ擡頭シ来リタルヤニ思考セラルル處海軍条約ト他条約トノ関係ニ閔スル政府ノ御見解本使心得迄ニ御回示アリ度シ

259

昭和9年11月(8日)

(在英國松平大使より
広田外務大臣宛(電報))

ワシントン海軍条約廃棄に関するタイムスの
社説について

ロンドン 本 省 11月8日後着 発
特倫敦第三六号

「タイムス」紙ハ七日ノ紙上デ元帥會議カ華府条約廃棄ニ
關シ上奏シタトノ東京電報ヲ掲ケルト共ニ「海軍条約」ト
題スル社説ヲ掲ゲ次ノ如ク論ジテ居ル
英國側ノ見解ニヨレバ海軍予備会談決裂ノ場合米国政府ハ
大海軍建造計画ヲ樹テルカモ知レヌガ其ノ結果英米両國
海軍力争フニ至ルダラウトハ考ヘラレナイ、況ニヤ英米両
國間ニ戦争カ持上ルコトハ到底想像サレナイ、英國ノ各屬
領ガ米国ノ海軍力増大ニ痛痒ヲ感スル程度ハ一層少イダラ
ウ、然シナガラ他方英國ハ日本ニ対シ米国ト共同戦線ヲ張

260

昭和9年11月21日

(ロンドン會議代表より
広田外務大臣宛(電報))

我が方のワシントン海軍条約共同廃棄通告申
入れに対する英米の態度について

ロンドン 11月21日後発
本 省 11月22日後着

海第三四号(極秘)

華府条約共同廃棄通告ニ關シテ過般英國側ニ申入レ置キタ

ルモ今日迄回答ニ接セサリシヲ以テ二十一日松平「サイモ

ン」會見ノ際重ネテ本件ニ閔スル帝国政府ノ意向ヲ説明シ

得ル丈協定ノ纏ルコトニ尽力スル積ニシテ若シ何等關係國

間ニ協定成立ノ既共同シテ廃棄ノ通告ヲ發スルコトハ為シ
得ルモ何等協定成立セサル以前ニ日本側ト共同シテ通告ヲ

發スルコトハ同意スルコト能ハサル旨述ヘタリ

米国側ニ對シテハ往電海第一八号ノ通「デビス」ニモ話シ

アリ米国側ハ之ニ同意ヲ表セス全然反対ノ方法即チ華府条
約ノ存続ニ重キヲ置キ我方ヲ説得セントシ居ルニ鑑ミ今回

重ネテ本件ヲ持出スコトハ我政府ノ威儀ニ閔スルカトモ存

ルコトハ好マナイ昔カラ日本ニ対シ最大ノ同情ト友情ヲ持
ツテ居ル英國ハ日本政府ガ海軍力ノ劣勢ヲ喜バヌ次第ヲヨ
ク了解シテ居ル、日英米三国海軍力五、五、三ノ比率ハ絶
対神聖デハナイ、又極東及世界ニ於ケル日本ノ体面(「ブ
レスチージ」)ニ閔スル見解ニハ根拠ガアリ右主張ヲ尊重
シナイ訳ニユカナイ、要スルニ各国殊ニ日本ニ不幸ナ結果
ヲ及ボス建艦競争ヲ日英米三国ガ如何ニシテ避ケルカガ問
題ナノダガ何レニセヨ海軍力ニ付質的縮減ヲ維持スルコト
ハ可能ダラウ、國家ノ財政ヲ破壊スル様ナ多數且強大ナ軍
艦ヲ建造シナケレバナラヌ理由ハ毫モナイ、一方華府条約
ニハ海軍問題ノ外支那問題ヲ規定サレテ居ルガ後者ニ閔シ
テハ新協定ヲ締結スル場合ニモ從來ノ支那ニ対スル安全及
ビ領土保全ノ二大原則ヲ離レルコトハ不可能ダラウ支那ニ
關シ如何ナル規定ヲ締結スルカハ難シイ問題ダガ日英米三
國ハ何レモ辛棒強ク此ノ問題ニ付研究ヲ続ケナケレバナラ
ヌ、華府海軍条約ハ複雜且機微ナ構造ヲ持ツ技術的且政治
的協定タ此ノ条約ヲ拙劣ニイデクレバ全体ノ機構ヲ弱メル
コトトナリ又代案ナクシテ全部破壊スル結果重大ナ責任ヲ
負フコトトナラウ

261

昭和9年11月26日

(ロンドン會議代表より
広田外務大臣宛(電報))

ワシントン海軍条約及びロンドン海軍条約中
存置差支えない条項指示要望について

ロンドン 11月26日後発
本 省 11月27日前着

海第四八号(極秘)

英國側ニハ全般的軍縮協定不成立ノ場合華府条約中太平洋
防備制限質的制限及軍艦建造ニ閔スル通報条項等ハ一括シ
テ存置シタキ意向アルコト往電海第三五号ノ通りナルカ
右ハ全般的協定不成立ニ依リテ生スルコトアルヘキ國際閔

les pourparlers préliminaires de la Conférence Navale sont actuellement en cours à Londres

entre les représentants des Gouvernements de la Grande-Bretagne, des Etats-Unis et du Japon. Le représentant du Gouvernement français n'étant pas encore arrivé à Londres, nous n'avons pas eu l'occasion jusqu'ici de

mettre le Gouvernement français au courant des vues du Gouvernement impérial. Or le principe fondamental du Gouvernement impérial pour ce qui concerne la restriction des armements navals en cette Conférence consiste à fixer, comme formule de la restriction, une limite commune des forces navales que pourrait avoir chacun des pays intéressés; cette limite devrait être conçue de telle sorte que la force offensive serait autant que possible restreinte, alors qu'il serait permis de se munir de la force défensive: ainsi on rendrait

désireux de savoir, aussitôt que possible, quelles sont les intentions du Gouvernement français à cet égard.

263

昭和9年11月28日 在英國松平大使
廣田外務大臣宛 (電報)

我が方のハハハーハ共同廢棄通告母

入れ上表すハヌー一ヌーの定期希望モハハ

ロハヌハ 11月28日後発

本 省 11月29日前着

第五四四号 (館長符号扱)

十一月二十八日「クレーリー」來訪本日ハ全ク個人ノ資格ニテ來訪シタル次第ナルカ今朝ノ新聞ニ依レハ日本政府ハ仏伊両国政府ニ対シ華府条約ノ共同廢棄通告方申入レタル趣ナルカ自分ノ承知スル所ニテハ伊國ハ同条約尊重ノ意向ニテ仏國亦或種ノ条項ニハ不満ヲ有シ居ルヤ廢棄ノ意思ヲ有セアルモノノ如シ而シテ日本側ニ於テ同条約ノ廢棄ヲ断行セラルルニ於テハ當ニ米國側ニ対シ惡印象ヲ与ヘルハナラス英國側ニ対シテ申戒ハ米國側ニ対スルヨリ以上ノ惡印象ヲ与ヘルヨリナキヤ憂慮ニ堪ベス米國側ニ於テハ

l'agression difficile aux pays intéressés, alors que leur défense serait assurée. Le projet de l'accord que le Gouvernement impérial a ainsi en vue n'étant pas de nature compatible avec le traité de Washington de 1922 pour le désarmement naval, il se voit obligé de recourir, dans le courant de cette année, conformément à la disposition dudit traité, à la notification de son intention de mettre fin audit traité. Le Gouvernement du Japon, même après avoir notifié son intention de mettre fin audit traité, est toujours désireux de conclure un nouvel accord équitable et juste à la place de l'ancien traité et par là contribuer à la paix mondiale. De ce point de vue, il a l'intention de procéder en commun si possible à la notification de la dénonciation dudit traité, et ensuite de continuer dans l'atmosphère amicale les pourparlers en cours. Par suite, le Gouvernement impérial est

最耳田トノ企商ニ於テハ何等為ベムナシヘン之カ休念方ニテ主張シ居ルヤ自分ノ看ル所ニテハ、一旦決裂ヲ見ルニ於テハ本件企商ノ再開ニ面白カハナル影響ヲ及ホバキト以テ英國政府トシテハ出来得ル限りハラ纏ムル様努ムル所存ナルカ交渉猶未タ繼續シ居ル際日本側ニ於テ廢棄通告ヲヤハルルニ於テハ露骨ニ申上クノハ英國人ハナラズト courtesyノ所為ト曰ベク從テ何等カ纏リ得ル見込アル場合ヒテ雖ニカ為破壞セハルル虞アルくシ日本トハ交渉モ如何ハ長引クニヤ來年一・二月頃ニハ其ノ成行判明ベク僅數週間ノ日子ヲ俟タベ其ノ以前ニ通告ヲ為シタリトテ日本ニ取リ害コソアレ何等利益ナシト思考スルニ付交渉ノ成行判明スル迄右通告ヲ待タルル記リハ參ルマシキヤト謂ヘルニ依リ本使ハ仏伊側ヘノ申入ニハ曩ニ英米側ニ為シタルト同シク本件通告ニ依ル船氣ノ悪化ヲ少カラシメンカ為ニテ寧ロ courtesy ノ命ニ出ツル次第ナルカ日本政府ハ夙ニ出来得ル丈近キ機会ニ右廢棄ノ通告ヲ為スコトニ決定シ居リ交渉ノ成行ニ如何ナル影響ヲ与ヘルトヤニ本年末後ニ延期スルカ如キヨム、政府カ國民ニ対スル關係上ヨリ為シ得サル所ナリ此ノ点ニ誤解ナキ様交渉ノ當初ヨリ英米側ニ明確ニ

昭和九年十二月一日在本邦仏國大使が広田大臣に
要領（華府條約廢止共同通告拒否ノ件）

265 昭和9年12月1日 在本邦仏國大使 広田外務大臣
我が方のワシントン海軍軍備制限共同廢棄通告申
し入れに対する仏國側回答につきピラ大使と
広田外務大臣との会談要領

別 紙 昭和九年十二月一日在本邦仏國大使会談
手交せる「覚」（仮文）

仕度此段謹デ奏ス

昭和九年十一月三十日

外務大臣 広田 弘毅

（別添二）
(措置案)

帝国ハ大正十一年二月六日「ワシントン」ニ於テ署名セラ
レタル海軍軍備制限ニ関スル條約第一一十三条ノ規定ニ依リ

同条約ノ廢止ヲ通告ス

編注 省略。後掲第二七七文書別電、十一月二十一日広田外
務大臣より在米国斎藤大使宛第三三一號参照。

昭和九年十二月一日午前十時在京仏國大使「ピラ」ハ広田
大臣ヲ官邸ニ來訪

大使ヨリ 十一月二十七日貴大臣ヨリ「ペニー」書記

官ニ御話シノ件ニ關シ本国政府ヨリノ訓令ニ基ツキ回答
ノ為參上セリト述べ

大臣ヨリ 回答ヲ速ニ取付ケラレタルヲ謝スル旨述ヘラ
次テ

大使ヨリ 之ハ公文ニモ「エード・メモアール」ニモ非サ
ル單ナル「メント」（心覚エ）ナリト前提シタル上別

紙ヲ読ミ上ケ之カ説明トシテ「仏國ハ華府ニ於ケル比率
ノ原則（règle ト云ヘリ）カ補助艦ニ適用セラルニ反

対シテ倫敦條約ニモ加ハラサリシ次第ニシテ日本今次ノ
提案ハ仏國カ倫敦又ハ寿府ニ於テ提案シタル所ト近邇シ
居リ主義トシテ仏國ハ同感（sympathique）ナリ從テ今

次日本ノ華府條約廢止共同通告提議力同條約署名団ノ全
部ニ対シテ為サレタリシモノナルニ於テハ仏國政府ハ欣
然日本ノ提議ニ賛同（accéder）シタルヘキモ今回ノ提

議ハ仏伊ニ対シテノシ為サレタルモノニシテ廢止通告ニ
日仏伊カ協力（collaboration）ベルコトハ誤解ヲ生ス

申入レタル次第ニテ此ノ際右方針変更ノ方法ナシト思考ス
ト述ヘタル処「ク」ハ右様決定ヲ見居ルニ於テハ已ムヲ得
サル所ナルモセメテハ右通告ハ成ルヘク遲ク發セラルルコ
ト願ハシク又其ノ期日ハ予メ通知セラルルコトトセハ幾分
便宜ナルヘシト考フル旨ヲ述ヘ本件ニ付テハ或ハ更ニ「サ
イモン」ヨリ申述フルコトアルヘシト言ヘルニ依リ本使ハ
日本政府ノ意向ハ前述ノ通ナルヲ以テ外相ヨリ申出アルモ
効ナカルヘシト述ヘ置キタリ尚「ク」ハ其ノ際本件話ハ全
ク自分限リノ考ニ出テタル次第ナルヲ以テ聞流シ置カレ度
日本政府ヘモ報告セラレサル様願ヒ度シト述ヘ居リタルカ
当方面ノ空氣ヲ察知セラルル一助トモナルヘシト存シ内密
ノ御含ミニ迄右電報ス

264 昭和9年11月30日 広田外務大臣より
岡田内閣總理大臣宛
条一機密第七〇三号

ワシントン海軍條約廢棄通告裁可奏請について
別添一 上奏案
二 措置案

（11月30日発送）

昭和九年十一月三十日

上奏案
措置案
通告文案及右訳
(編注)

（別添一）
(上奏案)

大正十一年二月六日「ワシントン」ニ於テ署名セラレタル
海軍軍備制限ニ関スル條約第二十三条ノ規定ニ依リ同條約
七日閣議決定ノ次第アリタル処今般同條約第二十三条ノ規
定ニ依リ同條約廢止通告方御裁可ノ儀ニ関シ別紙ノ通上奏
致候条至急可然御取計相成度此段申進候也

添付書類

岡田内閣總理大臣

大正十一年二月六日「ワシントン」ニ於テ署

名セラレタル海軍軍備制限ニ関スル條約廢止

通告方御裁可奏請ノ件

広田外務大臣

ルノ虞アルニ依リ仏国政府ハ諸般ノ問題殊ニ海軍問題ニ付日本ト親近的立場ニ在ルニ拘ラス今回ノ日本ノ提議ハ拒絕スルノ外ナシ

然レ共帝國政府カ今次交渉ヲ友好的ニ繼續スルノ利益ト効用 (l'avantage et l'utilité) ルヲ認メラル点ハ仏國政府ノ欣幸トスル所ニシテ今次交渉カ何等カノ妥結ニ到達スルコト勲ク共仏國政府カ從来重視シ來ル質的制限ニ付協定成立センコトハ其ノ最モ希望スル所ナリト補足シタリ依テ

大臣ヨリ 今回日本ノ提議カ仏伊ノミニ対シテ為サレタルカノ御話ナル處本件提議ハ署名國ノ全部ニ対シテ為サレタルモノニシテ仏伊ニ対シ当地ニテ御話シタルハ右兩國代表者カ倫敦ニ未タ到着シ居ラサリシカ為ニ外ナラス英米ニ対シテハ松平代表ヨリ同様申入レタリ(大使ハ正式ニ申入レタリヤトロヲ挾メルヲ以テ然リト答フ)此ノ点ハ前回「 \times 」書記官ニ御話シタル節明カニシ置キタル所ニシテ何等貴方ニ誤解アルヤニ思考スト述ベラレタル處

大使ハ 右ハ誤解ニ相違ナシ仏國政府ノ了解シ居ル所如何

大使ハ 右ハ全ク同感ニシテ明年ノ會議ニ於テハ日仏共同スル場合多カルベシト思考スト答ヘ別紙「 $\times \times \times$ 」ヲ残シ十時半辞去セリ

(歐亜分室 井上)

(注)十一月二十七日仏國大使代理「 \times 」書記官カ「本日我方ニ御話ノ次第八同様伊國側ヘモ御伝ヘアリタリヤ」 \times 問ヒタルニ対シ「本日中ニ佛國側ヘモ同様申入シ \times 」 \times 答 \times 尚「英米側ニ対シテハ倫敦ニ於テ帝國代表ヨリ申入済 \times ナリ」 \times 明確ニ付言セラレタルノ \times ナラス(同日ノ会談録参照)会談ノ終リ頃ナリシカ我方申入ノ仏訳文送付ノ件ニ再度言及セラレタル際ニモ「英米側ニハ口頭ニテ申入レタルヤヘリシナ従テ本件仏訳文キロ頭申入ノ \times 仏訳 \times 過キ \times 同等書面申入 \times 非 \times 」 \times ノ趣 \times 述 \times ナタリ

(井上 曲記)

3 海軍軍備制限条約廢棄関係
ワシントン海軍軍備制限条約廢棄
Le Gouvernement français a pris connaissance de la communication que lui a adressée le Gouvernement japonais le 27 novembre.

ハ別トシテ兎ニ角別紙「 $\times \times \times$ 」 \times 文言ハ明ニ此ノ点誤解アリト認メラルルニ付唯今御話ノ次第ハ本日早速本國政府ヘ電報致スヘシ但シ私見ニ依レハ本國政府ハ依然同様ノ趣旨ヲ回答シ来ルヘシト考ヘラルト述べタルニ付

大臣ヨリ 何 \times ニスルモ右誤解ハ必ス明カニシ置キタシ

縁返サレ

大使ヨリ 右様取計フベキコトヲ約ス尚

大臣ヨリ 実ハ在英松平大使ニ於テ在英仏國大使ト会談ノ際華府條約共同廢止通告方ノ件ニ触レタル處仏國大使ハ右ニ付テハ何等本國政府ヨリノ訓令ニモ接シ居ラサルカ直接本國政府ヘ申入レラルルコト可然カトノ話モアリタル様ニ承知シ居リ一方佐藤駐仏大使ハ未タ帰任シ居ラサリシ關係上結局東京ニテ御話スルコトトナリタル次第ナリト付ケ加ヘラレタル處

大使ハ 兔ニ角至急本國政府ヘ申送ルコトムベヘシト答ヘ辞去セントスルニ際シ大臣ヨリ 今次海軍會議ハ極メテ重要ナル會議ニシテ日仏ノ立場ニハ接近セル点モアルニ付協力ヲ希望スル旨述べラレタル處

Nul n'ignore les sentiments du Gouvernement français à l'égard des "ratios" ni l'impossibilité où s'il s'est trouvé lors de la Conférence de Londres d'admettre leur extension aux classes de bâtiments que n'avait pas visées le traité de Washington. Les préoccupations que cause à la Marine française le réarmement naval de l'Allemagne sont également connues. Enfin certaines des méthodes nouvelles préconisées par le Japon s'apparentent à des propositions déjà formulées par la France.

Si la demande japonaise devait être interprétée comme une demande adressée à tous les signataires du traité d'accepter d'un commun accord de mettre fin à cet acte à son échéance normale, le Gouvernement français s'associerait volontiers en l'espèce aux autres parties contractantes. Mais sous la forme indiquée par Son Excellence M. Hirota, et si sensible que le Gou-

vernemment français puisse être au désir de collaborer qui lui a été ainsi manifesté, le Gouvernement français craindrait qu'une démarche commune ne donnât lieu à des malentendus; il doit donc décliner la proposition qui lui est faite.

Néanmoins il voit avec satisfaction le Japon reconnaître l'utilité de poursuivre les conversations navales dans une atmosphère amicale et exprime l'espérance qu'au cours des futurs pourparlers un accord puisse à tout le moins se réaliser sur des limitations qualitatives dont le Gouvernement français a toujours préconisé le principe./.

(右記文)

昭和九年十一月一四「ニューヨーク」仏国大使カ広田
大臣ニ手交セル「覚H」訳文
仏國政府ハ十一月二十七日ノ帝国政府通告ヲ了承セリ
「比率」("ratios")ニ対スル仏國政府ノ感情並ニ同政府
カ倫敦會議ニ於テ華府條約範囲外ノ艦種ニ之ヲ拡充スル口

トヲ容認シ得サリシコムハ周知ノ如シ又仏國海軍カ独逸海軍ノ再軍備ニ對シテ抱ク関心モ同様ニ知ラレ居ル所ナリ最後ニ日本ノ強調スル新方式ノ或モノハ仏國カ既ニ表明シタル提案ト近似シ居レリ
若シ日本ノ要請ニシテ(華府)条約ヲ其通常ノ期限ニ共同ニテ廢止方受諾アリタシトノ全署名國ニ對スル要請ト解セラルベキモノナラハ仏國政府ハ欣然本件ニ關シ他ノ締約諸國ト共同シタルヘシ然レ共広田閣下ノ指摘セラレタル形式ニ於テハ仏國政府ハ以上ノ如ク仏國政府ニ示サレタル協力ノ希望ハ深ク多トスル所ナルモ共同措置ハ誤解ヲ生スヘキヲ虞ルルモノナリ仍テ仏國政府ハ同政府ニ對シテ為サレタル提議ヲ拒否セサルヲ得ス
然リト雖モ日本カ友好的雰囲気ノ中ニ海軍交渉ヲ繼續スルノ有用ナルヲ詔メラレタルコトハ仏國政府ノ欣幸トスル所ニシテ同政府ハ今後ノ会商ニ於テノ協定カ勧クモ仏國政府カ常ニ其ノ原則ヲ強調シ來リタル質的制限ニ關シ達成セラシムコトノ希望ヲ表明ス

266

昭和9年12月3日 広田外務大臣より
在英國松平大使宛(電報)

ロシハヘーベ軍條約廃棄通告手続ニハシテ

本省 12月3日7時25分発

海第一一八号

「ロシハヘーベ」条約廃止通告御裁可方奏請ノ件今三日閣議

決定アリ即日枢密院ニ御諮詢アラセラレタル処今後ノ手続

ハ同院側ノ都合ニモ依ルベキモ大体十九日同院常例本會議

ニテ承認ヲ得御裁可アリ次第斎藤大使ヨリ米国政府ニ通告

ノ手続ヲ執ラシムベキ予定ナリ

米、仏、伊ニ転電アリタシ

267 昭和9年12月4日 ロンドン會議代表より
ロンドン會議代表
広田外務大臣宛(電報)

ワシントン海軍條約廃棄の通告期日英米側

内報ニハシテ

ロハシエン 12月4日後発
本省 12月5日前着

第五七号(極秘)
貴電海第一一八号ニ関シ

右通告ヲ実行セラルルコトトナルニ於テハ一般ハ右通告ヲ以テ日本側ニ於テ会商ヲ打切ラントスルモノナリト解釈スルモノアルヲ恐ル米側ニ於テハ日英側ニ於テ話ヲ継続スルヲ得策ナリト認メ居ルニ付新聞ニテハ種々取沙汰アルモ見込ノアル限り協力スル積リナルカ通告トナレハ重要 (series) ナル結果ヲ招来スヘキヲ恐ルル次第ナリト述ヘタルニ付松平ハ広田大臣ノ言ヘル意思ハ交渉十二月末迄ニハ一ト通リノ見込付クト思考セル故ナルヘク更ニ交渉永引ク場合尚通告ヲ延ス意思ナカリシハ當方へ致セル訓令ニテ明カニシテ既ニ屢申上ケタル通リナリ尤モ右通告ハ数日中ニ突然為サルル次第ニ非サル故速ニ話ヲ進ムル要アリ万一大夫レ迄ニ話進捗セス而モ通告発セラルニ於テハ米国側ハ引揚クル心算ナリヤト問ヘルニ「デ」ハ其ノ心算ニシテ通告後モ便々ト話ヲ継続スルコトハ國論上ヨリ見ルモ困難ナリト思考ス自分ノ考ニテハ友好的雰囲気ノアル中ニ会商ヲ休会シ徐ニ双方共考ヘルコトカ将来ノ為然ルヘキカト思考ス右ハ自分トシテ日本政府ニ對シ通告延期ヲ説得スル考ニハ非サルモ一応自分ノ所見ヲ述ヘタル次第ナリ尚右ノ場合ニ於テハ今日迄ハ沈黙ヲ守リ居リタルモ一応米側ノ立場ヲ声明

見受ケラレタルカ自分ハ戸ヲ鎖スカ如キコトハ面白カラス出来得ル限り各代表者間ニ接觸ヲ継続セシメ行クコトカ何等解決ノ方法ヲ發見シ得ル上ニ於テモ且國交關係ノ上ニ於テモ都合好シト考ヘ居ル次第ナリ自分ノ此ノ種遣り方ニ対シテハ時ニ非難ヲ蒙リ居ルモ自分ハ之ヲ以テ正シト信ス日本側ニ於テハ廃棄通告ヲ來年迄延期スルコトハ通告ノ効力ヨリ見テ困難ナル事情ニ在リト思考スルモ年内ニ行フトセハ何時行フトスルモ其ノ実際ノ効力ニハ何等変リナシト信スルニ付其ノ時期ハ成ルヘク遲カランコトヲ希望ス然スレハ米国側ヲ引止ムル上ニ於テモ將又米国側ニ対シ自分ノ方ヨリ日本ニ於テハ敢テ戸ヲ鎖ス意思アルニ非スシテ誠意ヲ以テ何等カノ解決方法ヲ發見スルヲ希望シ居ルモノナリト説得シ得ル上ニ於テモ効果アリト思考スルニ付此ノ点日本ノ友人トシテモ特ニ希望ニ堪エスト述ヘタルニ付松平ハ日本側ニ於テモ何等カ見込ノアル間ハ出來得ル限り話ヲ継続シ誠意解決方法ヲ發見スルコトニ努力スル積ナルハ英國ト同様ナリ又通告ノ時機ニ付テハ目下問合セ中ニ付未タ判然セサルモ自分ノ見ル所ニ依レハ通告迄ニハ国内手続完了ノ上ヨリ見ルモ尚二週間位ヲ要スヘシト思考スル故

スルノ要アリト思考スルカ他國ヲ非難スル如キコトハ為サル積リナリト述ヘタリ松平ハ昨日ノ英米会商ニ於テ此ノ点ニ関スル英國側ノ態度如何ナリシヤト質シタル処「デ」ハ英國側ニ於テモ通告ノ結果ノ「シイリアス」ナルコトハ考ヘ居ルモ通告ト共ニ話ヲ打切ルヘキヤ否ヤハ決定シ居ラサルカ如シト答ヘタリ尚「サイモン」ノ申込ニ依リ明日松平会見ノ筈米ニ電報シ仏伊ニ暗送セリ

269 昭和9年12月6日 ロンドン會議代表より
広田外務大臣宛(電報)

サイン外相のワシントン海軍條約廃棄通告

の延期希望について

ロンドン 12月6日後発
本省 12月7日後着

海第六〇号(極秘)

六日「サイモン」松平会見ス(「クレーギー」同席)
「サ」ヨリ一昨日英米全會議ヲ開キ手続上ノ問題ヲ議セルカ米國側ニ於テハ日本ニ於テ近々(或ハ十二日頃)華府條約廃棄通告ヲ行フトノ情報アリ寧口此ノ際打切ヲ希望スル様

米ニ転電シ仏、伊ニ暗送セリ

270 昭和9年12月7日

広田外務大臣より
在英國松平大使宛（電報）

ワシントン海軍軍備制限条約廢棄通告の期日英米側に

内報について

本省 12月7日発

海第三〇号（極秘）

貴電海第五七号ニ関シ

往電海第一八号ニテ申進ノ通華府制限条約廢止通告ノ件ハ

大体來ル十九日ノ枢府本會議ニ上程ノ予定ナルモ其後ノ手

続キ（閣議、上奏）モ有之今ヨリ通告ノ日取リヲ明示シ得

サルノミナラス我方通告ニ対シ英米共同声明等ノ取沙汰ア

ル此ノ際早目ニ英米代表部ニ右日取りヲ貴代表等ヨリ申入

ルルハ如何ト思ハル依テ先方ヨリ更ニ内報ヲ求メ来ル場合

ニハ大体二十日以後「クリスマス」迄ノ間ニ通告ノ運ヒニ

至ルモノト推察セラル旨答ヘラレ度シ

冒頭貴電ト共ニ米、仏、伊ニ転電アリ度シ

271 昭和9年12月10日

ロンドン会議代表より
広田外務大臣宛（電報）

ワシントン海軍軍備制限条約廢棄通告の声明文内容予め内報希望について

海第六一號（極秘）

本省 12月11日前着

海第三〇号（極秘）

本省 12月13日前着

海第六二號（極秘）

本省 12月14日前着

海第六三號（極秘）

本省 12月15日前着

海第六四號（極秘）

本省 12月16日前着

海第六五號（極秘）

本省 12月17日前着

海第六六號（極秘）

本省 12月18日前着

海第六七號（極秘）

本省 12月19日前着

海第六八號（極秘）

本省 12月20日前着

海第六九號（極秘）

本省 12月21日前着

海第六一〇號（極秘）

本省 12月22日前着

海第六一一號（極秘）

本省 12月23日前着

海第六一二號（極秘）

本省 12月24日前着

海第六一三號（極秘）

本省 12月25日前着

海第六一四號（極秘）

本省 12月26日前着

海第六一五號（極秘）

本省 12月27日前着

海第六一六號（極秘）

本省 12月28日前着

海第六一七號（極秘）

本省 12月29日前着

海第六一八號（極秘）

本省 12月30日前着

海第六一九號（極秘）

本省 12月31日前着

事項アル場合ニ於テノミ再開セラルヘシ」トノ態度ヲ明カ

3 ワシントン海軍軍備制限条約廢棄關係

ルコトニ仮決定シタルカ日本側カ一箇月前ノ英國妥協試案ヲ基礎トシ来（年）三月会議再開ノ同意アルヤ否ヤカ判明次第最終的ニ決定セラルヘシ

右決定ハ此ノ際米国代表ヲ留守ニシ来週ノ華府条約廢止通告ノ際ノ日本ノ困難ナル立場ヲ幾分ニテモ輕クセントノ底意ニ出テタルモノト見ラル

米国代表部ハ英国外務省ヨリ右決定ノ通報ニ接シ「英國ハ日本ノ為詰ラヌ義恢心ヲ出シツツアリ」トノ印象ヲ得タルカ同代表部カ今週中ニ倫敦引揚ヲ為スカ如キコトハナカルヘク十九日若ハ二十日日本ノ廢止通告ノ際尚倫敦ニ滯在スルコトモ考ヘラル兎ニ角米国代表ノ引揚前少クモ一回ハ英米会談ヲ見ルヘク廢止通告後ノ措置ニ關シテモ討議アルヤモ測ラレス

米国側ハ英國政府ハ日本ノ廢止通告ノ際新聞若ハ議会ニテ對日惡感情ノ爆發ヲ防止シ平静裡ニ廢棄通告ヲ受領シテ将来ノ交渉ニ日本カ参加スルノ可能性ヲ阻害スルカ如キ言動ヲ見サランコトヲ銳意期待シ居ルモノト確信シ居レリ

此ノ際意味深キハ最近満州ニ派遣セラレタル英國工業視察団ノ報告カ二十日若ハ二十一日頃ニ發表セラルルコトトナ

リタルコトナリ右視察團ハ政府トハ何等ノ關係ヲ有セサルモ其ノ報告ハ條約廢止ニ伴フ反日感情緩和ニ資スル所アルヘク報告書ハ滿州國ノ即時承認ヲ提唱シ滿州市場ニ於ケル英國通商ノ好望ナルヲ指摘シ政府ニ對シ日本トノ最友好關係維持ヲ慤慮スルモノト見ラル右英國閣議決定以上ニ米国代表部ヲ不安ナラシメタルハ英國カ前記「マクドナルド」妥協試案ハ尚思ヒ切ラス日本ニ対シ討議ノ基礎トシテ之カ受諾ヲ再ヒ要求シタリトノ報道ナリ右「マ」原案ハ實際上日本側ニ依リ拒絶セラレタルモノナルカ日英専門家間ニハ技術的審議ヲ進メ来レルモノナルカ日本ハ一箇月前ニ比シ遙カニ好意ヲ寄セ居ル模様ニテ英國モ「マ」首相一流ノ根氣強サヲ以テ華府條約代案トシテ之カ採用ヲ目論ミ居レリ右ニ対シ米国側ニテハ斯テハ來週ノ會議再開不能ノ責ハ米国ニ負ハサルコトナルヘシト見居レリ蓋シ日本側カ英國案ヲ討議ノ基礎トシテ受諾スルニ於テハ米国モ之カ受諾ヲ要請セラルヘキ処同案ニ付テハ米側ハ意見ヲ求メラレタルコトナキモ其ノ反対ナルハ公然ノ秘密ナレハナリ米国代表部ニテハ本夕「來週ノ會議ハ何等討議ノ基礎タルニ値スル事項アル場合ニ於テノミ再開セラルヘシ」トノ態度ヲ明カ

ニセリ

転電先 英国

郵送先 紐育

273 昭和9年12月14日

在米国斎藤大使より
広田外務大臣宛(電報)

ワシントン海軍条約廃棄通告をめぐる山本と
スタンドレーとの会談に関するAP電について

ワシントン 12月14日後発
本 省 12月15日前着

第五五六号

十四日発倫敦APハ同日山本中将ハ秘密裡ニ「スタンドレー」提督ヲ訪問シテ日本カ日英米三国ニトリ満足ナル新協定ノ成立ヲ銳意待望シ居ル旨ヲ告ケ華府条約ノ廃止通告ハ

多分來週木曜ニ為サルヘキモ之ヲ切掛ニ現下ノ會議ヲ正式ニ打切ルコトハ事態ヲ悪化セシムルノミナルヲ以テ米國側ハ右通告ヲ以テ會議打切ノ口実ト為サス日英ト協議シテ來年會議再開ノ日取ヲ極メラレ度キ旨ヲ申入レ條約廃止ノ故

ノ如ク論セリ

仏國ハ日本ノ華府条約廃止通告ニ對スル參加招請ヲ拒絶シ却テ日本ノ廃止ニ乘シ比率ノ増加ヲ主張スヘシト報セラル右仏國ノ態度カ伊國ニ反応ヲ生スルハ疑無ク仏國カ独伊両國ノ海軍ヲ併セタルモノト同等ノ海軍力ヲ持ツニ至ルコトヲ「ムツソリーニ」首相カ承認スヘシトハ思ハレス且予テ軍備平等ヲ主張シ来レル獨國輿論モ之ヲ黙視セサルヘクステ日本ノ近視的政策ノ世界的影響ハ顯著トナリ海軍々備ハ再ヒ何等協定ノ方式並ニ基準無キ無制限ノモノトナルノ一大危險ヲ生スルニ至レリ現存条約ハ何レノ國ノ見地ヨリ觀

英ニ転電シ紐育ニ郵送セリ

275 昭和9年12月20日 在ロンドン會議代表より
広田外務大臣宛(電報)

我が方のワシントン海軍条約廃棄通告の文言
に關し英國側の非公式申し入れについて

ロンドン 12月20日後発
本 省 12月21日前着

第五七二号(極秘 館長符号扱)

当國政府筋ニ於テハ我方華府条約廃止通告ノ与フヘキ衝動ヲ成ルヘク滅殺セントシテ昨今夫トナク當國ノ言論ヲ指導シ居ル模様ナルカ過般來我方ト密接ナル關係ヲ有シ時ニ有

益ナル情報及注意ヲ内密与ヘ吳レ居ル Sir Warren Fisher (出所絶対秘密)ハ英米側會談ニモ出席シ米國ノ主張ヲ聴

ヲ以テ會議不成功ノ責ヲ日本ニ負ハスハ不公正ナリト駄目ヲ押シタルカ「スタンドレー」ハ別ニ米國側カ之ニ依テ動カサレタルカ如キ色ヲ示ササリシ趣ヲ報シ米國側トシテハ新協定成立ノ可能性カ日本側ヨリ保障セラレサル限り此ノ際來年會議再開ノ日取ヲ決定スヘキ理由ナシト考ヘ居ルヲ伝ヘ居レリ

英ニ転電、紐育ニ郵送

274 昭和9年12月19日

在米国斎藤大使より
広田外務大臣宛(電報)

ワシントン海軍条約廃棄通告に関するワシン
トン・ポストの「世界的影響」と題する論説

ワシントン 12月19日後発
本 省 12月20日後着

第五六四号

華府条約廃止通告ノ件十九日枢密院ヲ通過シタルヲ以テ「クリスマス」以後年末前ニ於テ米國政府ニ對スル正式通告ノ手順トナルヘシトノ記事ハ東京特電トシテ十九日當國各新聞目抜キノ場所ニ掲載セラレ居ル處右ニ関連シ華府「ポスト」ハ論説欄ニテ「世界的影響」ナル題ニテ大要左

取シ居ル処極メテ内密ノ注意トシテ米国側ハ日本ノ廢棄通告ニ依リ新シキ事態發生シタリトカ右廢棄通告カ恰モ罪悪ナルカノ如キ口吻ヲ洩ラシ居ルヲ以テ日本政府ニ於テ廢止通告ヲ為サルル場合ニハ声明中ニ右通告ノ意思ハ今回ノ會議前ニ既ニ予告シアルコト右通告ハ華府條約第二十三条ニ規定シアル各締約國ノ権利ナルコト及廢止通告後ト雖日本ハ引続キ会談ヲ繼續シ新協定ノ成立ニ努ムル固キ覺悟ヲ有スルコトヲ充分説明セラルルコト一般民衆ノ指導上必要ト思考スル旨注意シ来リ「クレーキー」モ亦通告ノ文言ハ極メテ conciliatory ナラシコトヲ望ムト共ニ條約ノ廢棄ハ條約締結ノ当初ヨリ予想セラレ居ル各締約國ノ権利ナルコト及日本ニ於テハ今回ノ廢棄ハ新協定ノ成立ヲ妨クルモノニ非ス却テ之ヲ容易ナラシムル一事態ナリト考フルモノニシテ廢棄通告後モ各國ト協力シテ新協定ノ成立ニ努ムルノ覺悟アルモノナルコトヲ是非トモ強調セラルルコト可然ト本使迄非公式ニ注意シ居レリ

右ハ当然御準備ノコト存スルモ免ニ角當國政府間ニモ我方ノ立場ニ同情シ前記廢止通告ノ齎ス結果ヲ良好ナラシムルニ苦心シ居ル狀況御参考トナルヘシト思考シ右電報ス尚

277

昭和9年12月22日

広田外務大臣より
在米国斎藤大使宛（電報）

ワシントン海軍条約廢棄通告方訓令について

別電一 同日広田外務大臣より在米国斎藤大使宛第三三二号

ワシントン海軍条約廢棄通告文（英文）

二号 同日広田外務大臣より在米国斎藤大使宛第三三三号

同右訳文

第三三三一號

12月22日後4時30分発

機械第三三一號

「ワシントン」條約廢止ノ件御裁可アリタルニ付テハ追テ

当方ヨリノ電報ヲ待テ別電第三三三一號ノ案文ニ依リ貴官ニ

リ國務長官宛通告方取計ハレ度シ

尚右案文ハ本件御裁可奏請ニ当リ参考トシテ御前ニ差出シタルモノナルニ付何等ノ変更ヲ加ヘラレザル様致度又當方ニ於テ發表ノ準備モアルニ付先方ノ宛名、貴官ノ署名綴リ

告ニ依リ新シキ事態發生シタリトカ右廢棄通告カ恰モ罪悪ナルカノ如キ口吻ヲ洩ラシ居ルヲ以テ日本政府ニ於テ廢止通告ヲ為サルル場合ニハ声明中ニ右通告ノ意思ハ今回ノ會議前ニ既ニ予告シアルコト右通告ハ華府條約第二十三条ニ規定シアル各締約國ノ権利ナルコト及廢止通告後ト雖日本ハ引続キ会談ヲ繼續シ新協定ノ成立ニ努ムル固キ覺悟ヲ有スルコトヲ充分説明セラルルコト一般民衆ノ指導上必要ト思考スル旨注意シ来リ「クレーキー」モ亦通告ノ文言ハ極メテ conciliatory ナラシコトヲ望ムト共ニ條約ノ廢棄ハ條約締結ノ当初ヨリ予想セラレ居ル各締約國ノ権利ナルコト及日本ニ於テハ今回ノ廢棄ハ新協定ノ成立ヲ妨クルモノニ非ス却テ之ヲ容易ナラシムル一事態ナリト考フルモノニシテ廢棄通告後モ各國ト協力シテ新協定ノ成立ニ努ムルノ覺悟アルモノナルコトヲ是非トモ強調セラルルコト可然ト本使迄非公式ニ注意シ居レリ

右ハ當然御準備ノコト存スルモ免ニ角當國政府間ニモ我方ノ立場ニ同情シ前記廢止通告ノ齎ス結果ヲ良好ナラシムルニ苦心シ居ル狀況御参考トナルヘシト思考シ右電報ス尚

276

昭和9年12月21日

岡田内閣總理大臣より
広田外務大臣宛

ワシントン海軍条約廢棄通告の裁可について

（12月21日接収）

内閣外甲第九六号

昭和九年十一月二十一日

内閣總理大臣 岡田 啓介（印）

外務大臣 広田 弘毅 殿

指令

昭和九年十一月三十日条一機密第七〇三号

大正十一年二月六日「ワシントン」ニ於テ署名セラレタル海軍軍備制限ニ関スル條約廢止通告方ノ件上奏ノ通裁可ヲ経タリ

及月日ノ記入振等貴方ニ於テ右案文ニ付加スル点ハ一切原文通り予メ電報アリタシ

右案文ノ訳文別電第三三三三号ノ通為念

参考トシテ別電ト共ニ英ニ転電シ英ヲシテ仏、伊ニ転電セシメラレタシ

（別電一）

12月22日後4時30分発

第三三三一號

付記一

ワシントン海軍条約廢棄通告に関する外務省当局談（日付不明）

二号 ワシントン海軍条約廢棄通告に関する海軍省当局談（12月22日）

12月22日4時30分発

機械第三三一號

Sir,

I have the honour, under instructions from my Government, to communicate to you the following:

In accordance with Article XXIII of the Treaty concerning the Limitation of Naval Armament, signed at Washington on the 6th February, 1922, the Government of Japan hereby give notice to the Government of the United States of America of their intention to terminate

既報ノ通「マクドナルド」モ「サイモン」モ一両日中休暇ノ為当地ヲ出發（軍令部長以下専門家ハ倫敦ニ在留）スヘク從テ英米共同声明等ノ如キ空氣ハ少シモ見エサルノミナラス「ク」ノ如キモ本使ノ問ニ對シ全然之ヲ否認シ居リタリ

本電山本代表承知

the said Treaty, which will accordingly cease to be in force after the 31st December, 1936. Accept, Sir, the renewed assurances of my highest consideration.

編 次 12月29日在米国斎藤大使より國務長官へ通告文を手交
(附 書[II])

12月22日後4時30分発

第三回三回附

(訳文)

以書翰啓上致候陳者本使ハ本国政府ノ訓令ニ依リ左ノ通閣下ニ通報スルノ光榮ヲ有シ候。

日本国政府ハ千九百二十二年一月六日「ワシントン」^ノ於テ署名セラレタル海軍軍備制限ニ関スル條約第二十三

条ニ從ヒ茲ニ「アメリカ」合衆国政府ニ対シ右條約ヲ廢止スルノ意思ヲ通告ス依テ右條約ハ千九百三十六年十一

月三十一日後ハ効力ヲ有セザルモノトス

本使ハ茲ニ閣下ニ向テ重テ敬意ヲ表シ候 敬具

(付 記[1])

華府海軍軍備制限条約廃止通告ニ関スル外務当局談

帝国政府ハ今次海軍軍縮予備交渉ニ際シテ、關係國ト協力シ、帝國国防ノ安固ヲ期シ、且軍縮ノ実ヲ十分發揮スル公正妥当ナ新協定ノ成立ヲ図リ、以テ大海軍国間ニ脅威侵略ノ虞ヲ除キ、同時ニ成ルヘク國民ノ負担ヲ輕減センコトヲ期シテ居ル。

帝国政府ハ此ノ見地カラ、新軍縮協定ノ根幹トスヘキ点ニ付慎重攻究ヲ遂ケタ結果

一、既存海軍條約ハ大海軍国間ノ兵力ノ差等ヲ認メル方式ニ依ツタモノテアルカ、艦船、兵器及航空機等ノ進歩ノ現状ニ照シ、右方式ハ到底今後我國防ノ安固ヲ確保シ難イカラ、新軍縮協定ニ於テハ右比率主義ニ代フルニ各國ノ保有シ得ヘキ兵力量ノ共通最大限度ヲ協定スル方式ニ依ラシメルコト

1) (イ)而シテ軍縮ノ精神ヲ發揮スル為、右限度ハ成ルヘク之ヲ小ナラシメルト共ニ
(ロ)各國ヲシテ攻ムルニ難ク守ルニ不安ナカラシメル為、攻撃的兵力ハ之ヲ全廢若クハ極力縮減シ、防禦的兵力ハ之ヲ整備スルコノ要旨ニ依ツテ新協定ノ締結ヲ図ル

コトヲ最軍縮ノ本義ニ合致スルト共ニ、各國国防ノ恒久的安固ヲ確保スル所以テアルトン、之ヲ我方ノ根本的主張トシテ關係國ニ説示シ来ソタ。

然ルニ華府海軍軍備制限條約ハ帝國政府カ最攻撃的ナ艦船トシテ全廢ヲ企画スル艦種ノ保有ヲ認メルモノテアルノミナラス、比率主義ニ依リ大海軍国間ノ兵力ノ差等ヲ規定スルモノテアルカラ、同條約ノ存続ハ帝國政府ノ根本方針ニ照シ到底容認シ得ナイモノニ属スル。且劣等比率ヲ以テ律セラルコトハ我國民ノ自尊心ヲ傷クルモノテ、永遠ニ國民ニ対シ満足ヲ与フル所

以テナイ。從テ帝國政府ハ同條約ヲ昭和十一年末、即チ同條約ニ規定セラル最初ノ有効期限到来ト共ニ廢止セシムルコトヲ適當ト認メ、同條約ノ規定ニ從ヒ本年末迄ニ右廢止ノ意思ヲ通告スルヲ必要トシタ。右帝國政府ノ意向ハ夙ニ大体英米側ニモ予告セラレタ所テアル。尚我方ハ今次ノ予備交渉ヲ成ルヘク友好的且効果的ニ行フコトヲ希望シタノテ、出来得レハ關係國ト共同シテ右廢止通告ヲ行ヒ、然ル後更ニ協力シテ新條約ノ成立ニ努メルコトヲ適當ト認メタ。仍テ帝國政府ハ

先般來關係諸國全部ニ対シ右趣旨ヲ説示シ、共同廢止通告方ヲ勧説シタ処、何レノ國モ之ニ同意シナカツタホテ、茲ニ帝國単独ニテ今回華府海軍條約廢止ノ意思ヲ同條約第二十三条ノ規定ニ基キ書面ヲ以テ米國政府ニ通告スルニ決シタ次第テアル。右廢止ノ通告ハ該條約ノ規定ニ已ニ明瞭ニ予見シテアル所テアツテ、各締約國カ條約上有スル権利テアルコトハ言フ迄モナイ。右ニ依テ明カル如ク、華府條約廢止ニ關スル帝國政府今回ノ措置ハ、同條約ニ代リ最公正妥当ニシテ軍縮ノ精神ニ合致スル新協定ノ締結ヲ期スル前記我方根本方針ノ當然ノ帰結ニ過キナイ。帝國政府ハ右條約廢止通告後ト雖勿論關係諸國トノ友好的商議ヲ為スノ用意アルモノテ、公正合理的ナ新協定ノ成立ヲ見ルコトハ其ノ衷心ヨリ冀望スル所テアル。進テ軍拡ヲ行ヒ、或ハ國際平和ヲ害スルカ如キハ、全然帝國ノ夢想タニモシナイコトハ、我方カ攻撃的艦船ノ全廢又ハ大縮減ヲ要望シ、不脅威不侵略原則ノ確立ヲ期シ居ルニ鑑ミ明白アルカラ、關係諸國ニシテ虚心坦懷ニ此ノ点ニ思ヒヲ致スナラハ、必スヤ我提案ノ妥当ナル所以ヲ諒解

スルテアラウ。斯クテ各国カ攻撃的艦船ノ全廢又ハ大縮減ニ依ル現有勢力ノ大縮少ニ同意スルト共ニ、其ノ保有シ得ヘキ兵力量ノ共通最大限度ヲ協定スルニ至レハ、各国ハ何国ヨリモ脅威サレナイ安全感ヲ確保セラレ、茲ニ創メテ恒久的平和関係ノ確立ヲ見ルヘキコトハ帝国政府ノ確信スル所テアル。

(付記二)

(注意) 新聞紙上掲載ニ当リテハ本文字句ノ変更ヲナサズルコト

華府海軍軍備制限条約廢止通告ニ関シ

海軍当局談 (昭和九年十二月二十二日)

一、華府海軍軍備制限条約ハ締結以来既ニ十三年ヲ閱シ其ノ間科学ノ進歩ニ伴フ艦船兵器航空機等ノ異常ナル発達、國際情勢ノ著シキ変遷等ニ因リ時代ニ適合セザルニ至リ殊ニ帝国ニトツテハ将来ニ於ケル国防上ノ欠陥ヲモ招来スルニ立至ツタノデ昭和十一年末ノ期限満了ヲ期トシ之ヲ終止セシムルタメ廢止ノ通告ヲ行ハルルコトニ決シ本日スベテノ国内手続ヲ了シ出先官憲ノ手ニ移サルルコトニナツタ

特情巴里第五六号
本省 12月22日前着 発
パリ

「エコ・ド・パリ」紙主筆「アンドレ・ジロウ」氏ハ「ペルティナツクス」ノ署名入りテ二十一日ノ同紙上ニ論説ヲ掲ゲ華府条約廢棄ニ關スル仏国政府ノ立場ヲ闡明次ノ如ク述ヘテ居ル

仏伊両国政府カ倫敦条約ニ加ラス現在五大国ノ保有スル補助艦艇ノ總噸数カ華府条約ノ建前ト著シク違フニ至リ且独立

逸政府ガ海軍ノ再建ニ乘出シテ來タノデ華府条約ハ事實上既ニ破壊サレテ了ツタ

日本政府ガ同條約ノ廢棄ヲ断行スルノハ要スルニ残骸ヲ壊

ツニ過ギナイ英米両国ノ海軍力優位ヲ保ツ華府条約ノ比率ハ滿州事件以来國力發展政策ヲ遂行シテ來タ日本政府トシ

テハ國家的体面ト相容レス予備会談デ英國政府ガ持出シタ和協試案並ニ五四四ノ比率同様受諾シ得ラレナイ華府条約救濟ノ為最近米国代表ハ英米仏伊四国ダケデ同條約ヲ保存シヨウト策シタガ同條約ノ認メル他国海軍ノ優位ハ仏国政府ノ利益トモ相容レナイ仏国政府ハ海軍予備会談ニ参加セ

二、然シ之ニ依ツテ何モ無条約ノ状態ヲ冀望スルモノデハナイ新タニ公正妥當ナル軍縮条約ヲ協定セントシテ國ヲ挙ゲテ努力シツツアル事ハ周知ノ通デアル
即チ来ルベキ軍縮會議ニ於テハ先づ世界ノ大海軍国間ニ兵力量ノ差等比率ヲ撤廃シテ各國保有量ノ共通最大限度ヲ定メ、而モ軍縮ノ実ヲ挙グル為其ノ限度ヲ出来得ル限り低下シ、攻撃的兵力ハ之ヲ全廢若ハ極力縮減シテ防禦的兵力ヲ整備シ、以テ不脅威不侵略ノ原則ヲ實現シ、各國国防ノ安固ヲ確保シ世界恒久平和ノ確立ニ貢献スルハ帝國ノ衷心ヨリ翹望シ且努力シツツアル處デアル
畢竟スルニ華府条約ノ廢止通告ハ此ノ目的ニ向ツテ一步ヲ進ムル所以ニアリ又單ニ條約上ノ権利行使ニ過ギナイノデアツテ而モ帝國ハ予備交渉ノ頭初以來其ノ意志ヲ表明シ来ツタ所デアル此ノコトハ既ニ世界周知ノ事實デアル

278 昭和9年12月(22)日 在仏國佐藤大使より
広田外務大臣宛(電報)
ワシントン海軍条約廢棄に関する仏国政府の立場を述べたエコ・ド・パリの論説

ズ且質的制限ニ關シ日本政府ト所見ヲ異ニシタ為日本政府カラノ共同廢棄勧告ニ從ハナカツタガ元來仏国議會ハ華府条約ガ一九三四年ヲ限りトシテ終了サセルトイフ条件テ同条約ヲ承認シタノダカラ「ビエトリ」海相「ラヴァール」外相モ夫々海軍並ニ外交委員会デ此ノ態度ヲ率直ニ声明スルダラウ日本政府ガ廢棄ヲ断行スル結果本年末限り華府条約ノ負担カラ解除サレルコトナツタガ一九三五年海軍會議ハ新ナ原則ノ上ニ討議サレネバナラヌ

279 昭和9年12月22日 在仏國佐藤大使より
広田外務大臣宛(電報)

我が方のワシントン海軍条約廢棄通告に対する
仏国海軍当局の同情的態度について

パリ 12月22日後発
本省 12月23日前着

倫敦予備交渉及日本政府ノ華府条約廢棄ニ關スル當國ノ輿論ハ累次電報ノ新聞論調ニ依リ略御推察相叶フヘキ處本使帰任後仏國海軍當局其ノ他トノ面談ニ依リ得タル印象ニ依レハ仏國トシテハ日本ノ廢棄通告ニ對シ満腔ノ同情ヲ寄セ

之ニ依リ仏國モ華府條約ノ拘束ヨリ免レ得タルヲ衷心喜ヒ居ル次第ナルモ同時ニ各般ノ國際關係ニ掣肘セラレ日本ト協同動作ニ出ツルヲ得ス此ノ点大ニ遺憾トシ居ルモノト觀測セラル
在欧各大使、寿府へ暗送セリ

280 昭和9年12月22日 在仏國佐藤大使より
広田外務大臣宛（電報）
仏國下院外務海軍両委員会連合会合における
ワシントン海軍条約廢棄に関するコミュニケ
について

本	パ	リ	12月22日後発
省			12月23日前着

第五九〇号

二十一日午後下院外務海軍両委員会連合会合ニ於テ外務、海軍両大臣ヨリ海軍軍縮問題ニ付説明アリタル由ナルカ右ニ関シ曩ノ「コムミニケ」發表サル
両大臣ハ華府條約ニ関スル外交情勢就中一九三六年末ヲ以テ同條約ノ効力ヲ終止セシメントスル日本政府ノ決定ノ結果タル情勢ニ付報告シ特ニ将来ノ交渉ノ為仏國政府ノ見解

米国ハ今後モ引続キ各国ニ対シ友好的政策ヲ持続従テ條約期限到来前ニ於テ事態ノ変更ヲ生シ現存ノ条約ノ更新又ハ新協定締結交渉ノ再開ヲ見ルニ至ルノ可能性アルニ鑑ミ一般米国人特ニ議員連ニ対シ挑戦的言辞ヲ慎ムヘキコトヲ希望セル一方華府及倫敦条約ニ依リ定メラレタル相對的保障（relative security）ノ観念ハ引続キ維持セラルヘキモノニシテ今後ノ協定ハ右ヲ基準トスヘキモノナルコトヲ強調シタル趣ヲ報道セリ右米当局ノ声明中議員連中ノ挑戦的言辭トハ往電第五二七号「ワインソン」ノ声明及二十一日「アラスカ」代表「ダイアモンド」カ海軍条約廢棄ノ場合米国議会ニ対シ「アラスカ」ニ空軍根拠地ノ設定ヲ提案スヘシト述ベタルコト等ヲ指スモノナルヘキ処「ワインソン」ノ如キハ右当局声明直後其ノ態度ヲ变ヘ條約限度迄海軍建造ヲ認メラレタル大統領ノ現有権限ニ満足スヘキ旨ヲ表明セル趣ナリ
尚各新聞ハ米当局カ仏國カ華府條約ノ原則ニ対スル反対声明ヲ企図シツアリトノ報道ニ驚愕且失望シタルモ仏國海軍力ノ復活カ英國ノ現海軍力ノ増大ヲ來シ延テハ米国海軍力拡張ヲモ不可避ナラシムヘシト断スルカ如キハ余リニ機

281 昭和9年12月23日 在米國斎藤大使より
広田外務大臣宛（電報）
我が方のワシントン海軍条約廢棄に対する米
國当局の態度表明について

本	パ	リ	12月23日後発
省			12月24日前着

第五七一号

二十二日各新聞ハ二十一日米当局カ新聞記者ニ対シ日本ノ華府條約廢棄ニ關シ倫敦会商ノ失敗ニ付テハ失望ヲ禁シ得サルモ尚一九三六年末ノ条約期限到来前ニ海軍制限ニ関スル何等カノ協定ニ到達スルノ希望ヲ保持スルモノニシテ

ヲ留保スル目的ヲ以テ為サルヘキ措置ニ付説明アリ次テ為サレタル討議ニ際シ数回ニ亘リ華府條約カ一九二三年議会ニ付議サレタルニ當リ両院共同条約第一期有効期間ノ終止ト共ニ失効センコトヲ希望スル意思ヲ明確ニシタル事實ニ言及シタリ両委員会ハ政府ノ陳述ヲ承認セリ
他方外務省ハ政府カ近ク華府條約ヲ廢棄スヘシトノ報道ハ根拠ナキ旨ノ「コムミニケ」ヲ發表セリ
在欧各大使、寿府へ郵送セリ

282 昭和9年12月24日 在米國斎藤大使より
広田外務大臣宛（電報）
ワシントン海軍条約廢棄通告の際我が國は軍備拡大國際平和侵害の意図なき旨を先方に申入れるよう回訓について

本	パ	リ	12月24日後発
省			12月24日前着

暗第三三六号

往電第三三一號ニ関シ
廃止通告ノ際貴官ハ
倫敦ニ於テ我方ヨリ米側ヘモ申入レタルカ如ク帝国政府ハ今次軍縮交渉ニ関スル其ノ根本方針カ比率主義ヲ撤廃シ且攻撃的艦船ヲ全廃若ハ極力縮減セムトスルモノナルニ照シ華府海軍条約ノ存続ヲ容認シ能ハサルモノナルカ予備交渉ヲ友好的ニ行ハントノ見地ヨリ各関係国全部ニ対シ共同廃止通告ノ措置ニ出テソコトヲ提議シタルモ各國共之ニ同意セサリシヲ以テ茲ニ帝国政府ハ華府條約第二十三條ニヨリ廃止通告ヲ行フノ已ムナキニ立到レルモノナリ然レ共帝国

310

311

政府ニ於テハ之ニ依リ進テ軍拡ヲ行ヒ又ハ國際平和ヲ害セ
ムトスルカ如キ意圖ヲ藏セサルハ勿論ニシテ帝國政府ハ今
後モ引続キ関係諸国トノ友好的商議ヲ継続シ此等諸国トノ
間ニ華府条約ニ代ハルヘキ最モ公正妥当ニシテ且軍縮ノ精
神ニ合致セル新協定ノ締結ニ努力シ以テ各國間ノ平和親交
ヲ増進セムコトヲ期スルモノナリ

トノ趣旨ヲ篤ト先方へ申入レラレタシ
英ヘ転電シ英ヨシテ仏伊ヘ転電セシメラレタシ
283※昭和9年12月24日 広田外務大臣より
在英國松平大使宛（電報）

ワシントン海軍条約廢棄通告文を米國側へ申
入れの後英仏伊諸國へ提示方訓令

暗機械第三五七号（極秘）
本大臣発在米大使宛電報第三三六号ニ関シ
米國側へ申入レタル後ヲ見計ヒ責任国當局ニ対シ通告文ヲ
示サルルト共ニ冒頭電報ノ趣旨ヲ説明セラレタシ
訓令トシテ仏伊ヘ、参考トシテ米ヘ転電アリタシ

284※昭和9年12月26日 在米國斎藤大使より
広田外務大臣宛（電報）

ワシントン海軍条約廢棄通告済の後直ちに回
電方について

暗第三四〇号
貴電第五七六号ニ関シ
通告済ノ節ハ其ノ旨直ニ電報アリタク尚往電第二三三一号中
段宛名等ノ件至急回電アリタシ

本 省 12月24日発
本 省 12月27日前着

287※昭和9年12月28日 在中國有吉公使より
広田外務大臣宛（電報）

我が方のワシントン海軍条約廢棄通告に関する時事新報の記事について

286 昭和9年12月(27) 在天津川越總領事より
広田外務大臣宛（電報）

ワシントン海軍条約廢棄通告に関する中国紙
大公報の社説について

天 津 発
本 省 12月27日後着

特情天津第一〇号

大公報ハ二十七日ノ紙上ニ「日本政府ノ華府条約廢棄通
告」ト題スル社説ヲ掲ケ次ノ様ニ論ジテ居ル
日本ハ九・一八事件以来日ニ月ニ大胆孤立ノ途ヲ採リ米國
ノ勸告ヲ輕蔑シテ國際連盟ノ決議ヲ破棄シ一切ノ國際公約
ヲ抹殺シ今亦海軍制限条約ヲ廢棄ス之蓋シ國力ニ自信アリ
争覇ノ決心ヲ持ツ故ニ他ナラナイ日本政府ノ通告ニ依リ建
艦競争ガ激化スルコトハ必至ダ明春再開サルベキ予備会談
ガ纏ルカ否カハ英米両國關係ノ進展如何ニ係ツテ居ル我々
ノ最モ注意ヲ要スルノハ海軍制限条約ト九箇国条約トノ関
係デアル両條約ハ華府會議ノ結果生レ同日ニ署名セラレ連
帶的關係ニ在リ蓋シ英米両國ガ軍備競争ヲ停止シタノハ極
東問題ニツイテ保障ヲ得タカラダ九・一八事件以来日本ハ

事實上九ヶ国条約ヲ破棄シタ海軍予備會議ノ当初日本政府
ハ政治問題導入反対ヲ標榜シタガ海軍問題ノ根本ハ政治問
題ニ在リ極東政治問題ガ安定ヲ得ナイ限り海軍会談ノ成功
ヲ期スルコトガ出来ナイ九・一八事件以後更ニ天羽情報部
長ノ声明ニ依リ歐米諸國ノ極東ニ於ケル利益ガ動搖シテ居
ル際海軍問題ヲ解決スルコトハ夫レ自身困難タ海軍制限条
約ト極東問題トノ関係ニ鑑ミ海軍縮少本會議ト同時ニ九箇
国条約關係国或ハ蘇連並ニ独逸ヲ加ヘ十一箇国ガ會議ヲ開
キ極東問題ヲ討議シ九箇国条約ノ善後弁法ヲ攻究セバ海軍
問題ノ解決ニモ資スル所ガアラウ然シ支那トシテハ極東ノ
新情勢ニ対シ寧ロ自助ノ道ヲ求ムベキダ日本政府ノ條約廢
棄通告ガ英米両國ニ対スル追隨政策カラ脱却シ極東ニ優越
ノ地位ヲ求メヨウトスル決心ニ基ク以上支那ハ四箇国条約
ノ庇護ニ甘ンゼズ新情勢ニ対応スル自助策ヲ速ニ講ゼネバ
ナラズ

288※昭和9年12月26日 在米國斎藤大使より
広田外務大臣宛（電報）

我が國のワシントン海軍条約廢棄通告の期日
決定について

ワシントン 12月26日後発
本 省 12月27日前着

上 海 発
本 省 12月28日後着

第五七五号（極秘）

特情上海第四五号

日本政府ノ華府条約廃棄通告ニ関連シ時事新報ハ二十七日
ノ紙上デ次ノ如ク述べテ居ル

日本政府ガ華府条約ヲ廃棄スル権利ヲ有スル事ハ否認シナ
イガ軍備競争ヲ誘致セズトハ言フヲ得ナイ、日本政府ノ主
張ハ明カニ人類ノ平和ト抵触シテ居ル旧条約ヲ廃棄シテ更
ニ新条約ノ成立ヲ期待スルトハ言フモノノ華府条約ノ廃棄
ニ依ツテ世界ノ平和ハ非常ナ脅威ヲ受ケル、更ニ再ビ軍備
競争ヲ排斥スルト言フモ口頭ノ宣伝ニ過ギズ日本政府ノヤ
リ方ハ錯誤ヲ以テ錯誤ヲ訂正セントスルモノデ将来更ニ大
ナル錯誤ヲ發生セシメルデアラウ

288 昭和9年12月29日

在英國松平大使より
広田外務大臣宛（電報）

英國政府ヘワシントン海軍条約廃棄通告につ
いて

ロンドン 12月29日後発
本 省 12月30日前着

ワシントン 12月29日後発
本 省 12月30日前着

289 昭和9年12月29日 在米國斎藤大使より
広田外務大臣宛（電報）

米、仏、伊ニ転電セリ

ワシントン海軍条約廃棄通告文ハル國務長官
に手交並びに右に関する会談について
付 記 ワシントン海軍軍備制限条約廃棄手続日誌（日
付不明）

二十九日正午本使予定通り國務長官ニ会見シ（藤井帶同）
華府条約廃棄通告文ヲ手交スルト共ニ貴電第三三一号ノ趣
旨ヲ述ヘタル上之ヲ口上書トシテ英文ニ認メタルモノヲ手

288 昭和9年12月29日

在英國松平大使より
広田外務大臣宛（電報）

英國政府ヘワシントン海軍条約廃棄通告につ
いて

ロンドン 12月29日後発
本 省 12月30日前着

ワシントン 12月29日後発
本 省 12月30日前着

289 昭和9年12月29日 在米國斎藤大使より
広田外務大臣宛（電報）

米、仏、伊ニ転電セリ

ワシントン海軍条約廃棄通告文ハル國務長官
に手交並びに右に関する会談について
付 記 ワシントン海軍軍備制限条約廃棄手續日誌（日
付不明）

二十九日正午本使予定通り國務長官ニ会見シ（藤井帶同）
華府条約廃棄通告文ヲ手交スルト共ニ貴電第三三一号ノ趣
旨ヲ述ヘタル上之ヲ口上書トシテ英文ニ認メタルモノヲ手

交シ更ニ其ノ補充トシテ貴電合第一三〇六号外務当局談中
ノ要点ヲ述ヘ且新聞記者ノ要請ニ基キ作成セル本使「ステ
ートメント」（新聞報ニテ既ニ御承知ノコトト存ス）ノ趣旨

ヲ伝ヘタルニ國務長官ハ本通告文ハ華府条約ノ規定ニ基キ
早速関係諸国ニ通達スヘキコトヲ述ヘ次テ我カ通告ノ精神

ハ予々日本代表ニ於テ倫敦予備会商中屢述セラレタル所ト
同様ナリヤト質問シ本使カ全ク其ノ通ナリト答ヘタルニ対

シ然ラハ日本ハ本問題ニ闕シ出来得ル限り協調ノ精神ヲ以
テ貫カントスルモノナリヤト尋ねタルニ付本使ハ之ヲ肯定
セリ尚國務長官ヨリ本使「ステートメント」ノ末段ニ於ケ
ル日米両国トモ無責任ニシテ煽動的ナル好戦論者ノ發言ヲ

取締ランツスル態度ノ慶賀スヘキコト及過去ニ於テ友誼及
同感ナル旨ヲ述ヘタリ

英ヘ転電セリ 英ヨリ仏、伊ヘ転電アリタシ

昭和九年
九月七日（金）

「ワシントン」海軍条約廃止手続日誌

帝国政府ハ昭和九年末日迄ニ「ワシントン」海軍條
約廃止ノ通告ヲ為スベキコトノ方針ニ付閣議決定

十一月三十日（金）

十二月三日（月）

広田外務大臣堀岡田内閣總理大臣宛昭和九年十一月
三十日付条一機密第七〇三号（大正十一年二月六日
「ワシントン」ニ於テ署名セラレタル海軍軍備制限
ニ関スル条約廃止通告方御裁可奏請ノ件）ヲ内閣總

務課ニ送付
（午前）

法制局（第一部）ニ於テ審査

出席者

（法制局側）森山部長、佐藤參事官、樺島參事官
(外務省側) 山形課長、小林課長、寺崎事務官、

福井事務官

（海軍省側）岡大佐（臨時調査課長）、横山少佐

(軍務局)

(午後)

御裁可奏請ノ件院内閣議(臨時議会開会中)ニ於テ

決定、即日上奏セラル

十一月七日(金)午前

枢密院事務局ニ於テ下審査(議事要旨参照)

十一月十一日(火)午後

枢密院審査委員会開催

政府側出席者

(閣員) 岡田総理大臣、広田外務大臣、大角海

軍大臣、林陸軍大臣

(外務省) 重光次官、東郷欧亜局長、栗山条約局

長

(陸軍省) 永田軍務局長

(法制局) 金森長官

尚枢府側ヨリ大蔵大臣ハ出席スルニ及バザル旨通ジ

来レルニ付大蔵省ヨリハ出席セザリキ

十一月十九日(水)午前

正午(日本時間三十日午前一時)斎藤大使國務長官

ニ会見シ通告書ヲ手交ス

國務長官ヨリ斎藤大使ニ対シ右通告書ノ受領ヲ「ア

クノーリツヂ」スルト共ニ二十九日関係国ニ対シ通

告書ノ認証膳本ヲ転達シ且其ノ受領期日ヲ通告スル

ノ措置ヲ執リタル旨ヲ通告シ来ル

十一月三十日(日)

官報号外ヲ以テ外務省告示第百二十六号トシテ帝国

政府ハ「アメリカ」合衆国政府ニ対シ廃止通告ヲ為

十一月二十二日(土)午後

在米斎藤大使ニ廃止通告文案ヲ電報ス

右発電ヲ待テ海軍省ハ当局談ヲ発表ス

十一月二十九日

正午(日本時間三十日午前一時)斎藤大使國務長官

ニ会見シ通告書ヲ手交ス

國務長官ヨリ斎藤大使ニ対シ右通告書ノ受領ヲ「ア

クノーリツヂ」スルト共ニ二十九日関係国ニ対シ通

告書ノ認証膳本ヲ転達シ且其ノ受領期日ヲ通告スル

ノ措置ヲ執リタル旨ヲ通告シ来ル

十一月三十日(日)

官報号外ヲ以テ外務省告示第百二十六号トシテ帝国

政府ハ「アメリカ」合衆国政府ニ対シ廃止通告ヲ為

十一月三十日(日)

官報号外ヲ以テ外務省告示第百二十六号トシテ帝国

政府ハ「アメリカ」合衆国政府ニ対シ廃止通告ヲ為

十一月三十日(日)

官報号外ヲ以テ外務省告示第百二十六号トシテ帝国

政府ハ「アメリカ」合衆国政府ニ対シ廃止通告ヲ為

シタル旨ヲ通告文及訳文ト共ニ発表ス

尚情報部ハ三十日ノ朝刊ニ間ニ合フ様當局談等ヲ発表シ右ハ三十日ノ朝刊諸新聞ニ発表セラル

在イタリア杉村大使より
広田外務大臣宛(電報)

昭和9年12月29日

伊国政府ヘワシントン海軍條約廃棄通告について

ローマ 12月29日後発

本省 12月30日前着

英、仏、米へ暗送セリ

英宛貴電第三五七号ニ閲シ

「ムソリニー」ニ面会シテ篤ト我態度ヲ徹底セントシタルカ「ム」ハ目下非常ニ多忙ニテ一両日中ニハ都合ソキ難キヲ以テ「スワイッチ」次官ニ会ハレタキ旨申越シタルニ付

余リ遅ルルモ好マシカラスト存シ二十九日午後六時「ス」ニ面会シ御訓令ノ趣旨ヲ詳細ニ説明セル処「ス」ハ帝国政

府ノ好意ヲ謝シタル後華府条約ノ伊国ニトリ大切ナルハ仮国トノ均等ノ原則ヲ定メアルニ依ルト述ヘ次テ倫敦予備交渉ハ果シテ成功ノ見込アルカ又攻撃的艦船ノ何タルカニ閲

291 昭和9年12月29日 在米斎藤大使より

広田外務大臣宛(電報)

米国政府よりのワシントン海軍條約廃棄通告

別電 同日在米斎藤大使より広田外務大臣宛第五八一

号 国務省よりのワシントン条約廃棄通告文受領確認の書翰

ワシントン 12月29日後発
東京 12月30日前着

往電第五七九号〔関〕

本十九日國務省より別電第五八一号來翰ノ通リ華府條約
廢棄通告文ノ受領ヲ「アカノーリゾ」ベルト共ニ同口閱
係國ニ対シ其ノ認証膳本ヲ転達シ且其ノ受領期日ヲ通告ベ
ルノ措置ヲ取リタル旨通告シ来タレ
別電ノ英ニ転電シ英ヲシテ仏、伊ニ転電ヤハム

(別電)

Washington, 29th, Dec. p. m.

Received, 30th, Dec. a. m., 1934.

Gaimudaijin, Tokio.

No. 581

December 29, 1934

His Excellency

Mr. Hirosi Saito,

Ambassador of Japan.

Saito

I have the honor to acknowledge the receipt
of Your Excellency's note of December 29,
informing me that the Government of Japan
gives notice to the Government of the United
States of America of its intention to terminate
the Treaty limiting naval armament signed at

Washington on February 6, 1922, which will
accordingly cease to be in force after the thirty-
first of December, 1936.

In accordance with the pertinent provision of
Article 23 of the Treaty, I am today transmitting
to the other Powers a certified copy of this
notification and am informing them the date on
which it has been received.

Accept, Excellency, the renewed assurances of
my highest consideration.

(Signed) Cordell Hull

バ　リ 12月29日後発
本　省 12月30日前着

第五九九号（極秘）

貴電英宛第三五七号〔関〕（華府條約廢棄通告文ヲ英仏伊
く提示方ノ件）

一十九日午後本使外務省ヲ訪問政務局長「ベルジヨーヘ」
〔面会（同次長「マツシグリ」同席）〕貴電米宛第三三六号

号ノ通告文写ヲ手交シ且貴電米宛第三三六号ノ趣旨ヲ敷衍

説明シ外務大臣ニ取次方依頼セリ（同日午前大統領ノ定例

歳末外交団引見ニ際シ同大臣ヘハ通告文写午後外務省ヘ持

参ス（キ旨一言シ置ケリ）右ニ付「マツシグリ」ハ米国政

府ヨリ日本側ノ廢棄通告其ノ内公式ニ通報シ来タレルヲ俟

チ仏國政府ノ所見トシテ〔華府條約カ既ニ現時ノ國際關係

ニ適合セサルコト（主レシテ独逸ノ平和條約海軍条項違反

ヲ見越シテノ言分ナルカ如シ）〕仏國議會カ條約批准ノ際

条約ノ期間経過後存続セサルヘキヲ予見セルコト〔旧条約

ヲ廢棄スルモ時代ノ要求ニ副ヒ軍縮ノ精神ニ基ク新条約締

結ノ必要アルコト〔年来開催セラルヘキ海軍軍縮會議ハ五

國間ノセノトセバ他ノ小海軍國ヲモ網羅セル一般的會議ト

3 ワシントン海軍軍備制限條約廢棄關係

ナベニ可トスベキコト等ノ趣旨ヲ公表スルコトトナルヘシ
ト即く尚過般日本政府ヨリ共同廢棄ノ申出アリタル際ニ
ハ倫敦予備會議カ仏國以外ノ三國間ニ行ハレタルコト及条
約ノ正式廢棄前何等妥協ニ達スルコトモアリ得ヘクト思考
シタルニ依リ実ハ最後ノ瞬間迄自國ノ態度表明ヲ控ヘタル
モ愈廢棄セラレタル以上ハ上述ノ処置ニ出ツルヲ要スト考
フル旨付言セリ

英、米、伊ノ転電ヤリ

ナベニ可トスベキコト等ノ趣旨ヲ公表スルコトトナルヘシ
ト即く尚過般日本政府ヨリ共同廢棄ノ申出アリタル際ニ
ハ倫敦予備會議カ仏國以外ノ三國間ニ行ハレタルコト及条
約ノ正式廢棄前何等妥協ニ達スルコトモアリ得ヘクト思考
シタルニ依リ実ハ最後ノ瞬間迄自國ノ態度表明ヲ控ヘタル
モ愈廢棄セラレタル以上ハ上述ノ処置ニ出ツルヲ要スト考
フル旨付言セリ

293※昭和9年12月(30)日 在中国有吉公使より
　　広田外務大臣宛（電報）

我が方のワカハメハ海軍條約廢棄に關する
　　海における中國名紙の報道にハシト

上　　海　　發
本　　省 12月30日後着

特情上海第四六号

帝国政府ノ華府條約廢棄ニ關シ上海ノ支那紙ハ何レモ多大
ノ関心ヲ示シ各紙トモ、帝国政府ノ廢止通告文、外務當局
談ノ全文ヲ掲ケ更ニ東京、華府倫敦各地カラノ電報ヲ掲載
シテ居ル、但シ三十日ノ紙上ニ社説ヲ掲ケテ居ルノハ時事

日本政府ノ華府条約廢棄ハ愈々昨日事實トナツテ現ハレタ、一九三一年九月十八日以来日本政府ハ終始一貫全世界ニ對シ挑戦的政策ヲ採ツテ來タ、最初日本政府ハ支那ヲ対象トシテ横暴ヲ働ライタガ今ヤ支那ハ眼中ニ無ク全世界ヲ相手トシテ居ルノダ、日本政府ハ事實上夙ニ支那ヲ囊中ニ把握シ東亜ニ霸制ヲ確立シタ、華府条約ハ東洋海上ノ勢力均衡ヲ規定シタモノダガ東亜ノ制霸ヲ期スル日本政府ニトツテハ甚ダシイ邪魔物デアツタ、今回日本政府ガ提案シタ軍縮新方式即チ海軍平等権ノ確立海軍力保有量ノ共通最大限設定、国防ノ安全化、攻撃的兵力ノ排除、防禦的勢力ノ整備等々何レモ他国ノ極東問題介入ヲ排除シヨウトノ意

圖ニ出デタモノダ、支那ガ列國ノ手ニ依リ共同的ニ処分サレルノヲ望マヌコトハ勿論ダガ一個ノ野心國ノ手ニ自由分割サレルコトハ更ニ希望シナイトコロダ日本政府ノ全世界ニ対スル挑戦ハ愈々辛辣ダ、国人ハ正ニ深思スベキ時デハナイカ

華府条約ハ國際信義ノ象徴ニシテ各國政府ハ互ニ尊重スペキモノダガ武斷主義ニトツテハ一片反故ニ等シイ、九・一

八事件ノ如キ日本政府ハ明ニ九国条約不戦条約ヲ侵犯シ遂ニ國際連盟ヲ脱退スルニ至ツタ然ルニ列國ガ之ニ対シテ如何ナル対策ヲ講ジタカ、此ノ事實ニ徴スレバ華府条約ノ如キモ事實上ハ早クヨリ破棄サレテ居ル、華府条約ハ九国條約、四国條約、海軍制限条約ノ三重要條約ヲ包含シテ居ル、然モ日本政府ガ條約満期ヲ考慮シ遂ニ廢棄ヲ声明シタ、日米兩國ノ対立ハ愈々尖鋭化シタ、以上ノ推測ガ当ツテ居ルナラ一九三五年ハ実ニ支那ノ危機ダ、國際正義ガ賴ムニ足ラヌ以上自力ニ恃ムノミダ但シ一致團結實力充実ヲ圖ツテ此ノ死ノ淵ヨリ逃避スル方法ヲ講ゼネバナラヌ

(電信課註 一月四日前接受)

294
※昭和9年12月30日 在仏國佐藤大使より

広田外務大臣宛(電報)

我が方のワシントン海軍条約廢棄通告に関する
仏国各紙の論説について

第六〇一號
パリ 12月30日後発
本省 12月31日前着

二十九日夕刊「タン」ヲ始メ三十日ノ朝刊多數ハ華府条約廢棄通牒ニ閱スル日本外務當局談ヲ全文詳報セリ三十日論説ノ主要ナルモノ左ノ如シ

「ジユールナル」日本ノ真意ハ比率協定ニ反対シ攻撃的艦種ノ縮少防備協定ノ存続ヲ希望スルニアリ右ハ英國ノ希望ニ合致スルモ米国ハ條約廢棄ヲ以テ軍艦殊ニ防備ニ閱スル勢力均衡ノ破壊ナリトシ「アリューシヤン」ノ要塞築造ヲ仄メカシ日本ハ「カロリン」群島ニ防備ヲ施シタリト主張ス果シテ米国カ攻勢ニ出ツルヤ否ヤハ海軍交渉再開ノ情勢如何ニ係ルヘシ

「マタン」日本ノ主張ヲ反復セル上蘇連及亞米利加ガ軍備ヲ固メ居ル現状ハ華府条約當時ノ事情ト著シク異リ来リタルヲ以テ日本ノ廢棄ハ當然ナリ波々之ニ賛成シタル仏蘭西ハ日本ノ協同廢棄提案ヲ斥ケタルモ之ヲ了解スル返事ヲ為セリ事実独、伊ノ現状ハ仏蘭西ヲシテ廢棄ノ利益ヲ感セシムルモノアリ英國ニモ條約存続ハ国防ニ対スル反逆ナリトノ意見アリ同條約ハ大戦ノ被害少キ米、伊ノミニ有利ナリ故ニ一九二二年ト異ナル現状ニ対応スル公平ナル新協定ヲ必要トシ日本ハ之ヲ作ル用意アリト述ヘ居レリ新協定作製

尚二十九日付「アバス」華府通信ハ華府条約署名國ハ恐らく獨露ヲ加ヘテ新會議ヲ開クヘク米国ハ夫レ迄海軍競争ヲ延ハスヘシ同時ニ日本ノ華府条約廢棄ハ極東、南米其ノ他太平洋地方ニ於ケル対米新商業競争ヲ惹起スヘシト華府方面ニテ観測シ居ル旨又若シ米カ対日優勢対英同率ヲ決心スレハ独、伊海軍力ノ総和ヨリ優勢ヲ保タントスル仏蘭西ト伊太利トノ海軍競争ニ依リ英ノ軍拡ヲ促シ延ヒテ英米日ノ競争ヲ惹起スルニ至ルヘシ特ニ米国ハ戰略的地點ニシテ無防備ナル蘭領印度ニ対スル日本ノ態度ニ付憂慮シ滿州ニ於ケル日本ノ石油政策及米國建艦技能ヲ低劣ナリトスル日本側ノ意見ニ憤慨シ新聞ハ日本ノ極東、南米ヘノ輸出ノ増加ト之ニ伴フ銅鐵屑錫等ノ軍需原料日本ヘノ輸入ノ増加トニ注意ヲ払ヒ米國側ハ日本ヲ説服スヘク英米間ニ同盟ニ非ナル協調ヲ希望スルモ之ニ対シ日本カ反対工作ヲ為スヘキヲ恐レツツアリト報ス左派新聞ニハ未タ實質的論評ヲ加フルモノナシ

在欧各大使、寿府へ郵送セリ

295 昭和9年12月30日

在米国斎藤大使より
広田外務大臣宛(電報)

我が方のワシントン海軍条約廃棄通告に関する米国各紙の報道について

ワシントン 12月30日後発
本 省 12月31日後着

第五八二号

一、三十日各新聞ハ何レモ我華府条約廃棄通告文、國務省ヨリノ回答貴大臣及本使及國務長官ノ「ステートメント」(右ハ新聞報ニ依リ御承知アリ度シ)ノ全文ヲ掲載シ更ニ別欄ニ右各「ステートメント」ノ要旨ニ付説明ヲ加ヘ居レルカ各新聞トモ本通告カ倫敦会商ノ停頓ニ鑑ミ既ニ以前ヨリ予期セラレタル結果右ニ依リ生スヘキ「ショック」ノ著シク輕減セラレタルコト及右「ステートメント」カ何レモ協調ノ精神ヨリ條約期限到来前ニ於テ各國ニ満足ナル協定ニ到達セントスル希望ヲ表示シ居ルコトヲ述フルト共ニ一方日本側ノ趣旨カ飽迄軍備ノ平等ヲ主張シ居ルニ対シ米国側ニ於テハ國際間ノ平和及協調力

二、各新聞ハ更ニ本通告ニ関連シ海軍問題ノ背後ニ極東及ハ廢棄規定無ク從テ右ハ海軍条約ノ廢棄ニ依リ影響セラルモノトハ信セス」ト述ヘタルコトアルヲ付記シ居レリ

三、尚各新聞ハ國務當局ニ於テ二十八日米國艦隊司令官「レーヴス」カ明春ノ布陸付近ニ於ケル海軍大演習舉行計画ヲ声明シタルハ情勢機微ナル此ノ際遺憾トスル旨述ヘタルコトヲ報シ更ニ本使聲明中ノ海軍制限ニ関シ協定成立セサル場合ニモ増艦競争ノ虞ナシトノ点ニ言及シ居レルカ右ニ付紐育「タイムス」ハ海軍制限ニ関スル新協定成立セサル場合ニ於テモ増艦競争ハ補助艦特ニ輕巡洋艦及潛水艦ニ集中スヘキヲ以テ其ノ危険ハ極メテ軽少ナリトナシ米國ハ今後數年間ニ巡洋艦ヲ條約限度迄建造スルノ計画ヲ有スルモ現在ハ遙ニ其ノ限度以下ナル状況ニシテ之等ニ関シ競争發生スルトスルモ右ハ妥協ノ余地無キ障害トナルモノニ非スト論シ居レリ

太平洋問題ノ存スルコトニ言及シ「ヘラルド・トリビューン」ハ華府會議ニ於テ締結セラレタル一切ノ条約ハ相互依存ノ關係ニ在ルモノニシテ海軍条約廃棄通告ニ依リ茲ニ一切ノ極東及太平洋問題ハ投ヶ出サレタリトナシ本使声明中ノ「日本ハ均等ニ比率カ与ヘラルル場合ニハ現有海軍力ヲ半減シ且一切ノ攻撃的武器ヲ廢止スルノ用意アリ」トノ点ヲ指摘シ右ヲ承認スルニ於テハ日本ニ対シ極東ニ於ケル「アンチヤーレンデエーブル」ノ優越性ヲ与フルコトナルヘシトナシ且此ノ点ニ関シ米国内ニ米國ハ対支貿易カ武力ニ依リ擁護スルノ価値アルモノニ非ルニ鑑ミ日本ノ極東ニ於ケル行動ハ之ヲ「イグノア」スヘシトナスノ一派ト華府条約期限後ニテモ五対三ノ比率維持スル為増艦スヘシトナシ増艦競争ヲナスノ意無キコトヲ表明スルカ如キハ日本ノ帝国主義ニ対スル反対ヲ撤回スルニ等シトナス一派ノアルコトヲ記シ居ルニ対シ紐育「タイムス」ハ日本ハ曩ニ滿州事変ニ依リ九国条約ヲ侵犯シ今又海軍条約ヲ廢棄シタルモ之ニ依リ太平洋ニナリトナシ二十九日本使カ曾テ「九国条約及四国協定ニ

「セキュリティ」ノ平等ニ依リ維持セラルモノトノ態度ヲ堅持シ居ルニ鑑ミ新協定成立ノ望極メテ少シト為スニ一致シ且昨二十九日本使及「ハル」カ各國務省ニ於ケル「インタビューア」ニ於テ日米何レモ新協定締結交渉ニ協調セントスル用意アルモ之ヲ「リード」セントスル

ノ意ナキ趣旨ヲ述ヘタルコトヲ付記シ居レリ而シテ「ヘルド・トリビューン」ハ協定成立ノ唯一ノ望ハ本使ノ声明中ノ「日本ハ一朝ニシテ英米ト均等ノ海軍力ニ達セントスルモノニ非ス」トノ点ナリト為シ若シ日本カ主義上均等カ認メラルモ實際上英米ト均等ノ海軍力ヲ建造セサルコトヲ條約中ニ挿入スルヲ得ハ現在ノ「デッド・ロック」打開ノ途アルヘント論シ居ルニ対シ紐育「タイムス」ハ国防ハ國家ニトリ「ヴァイタル」ナモノナルヲ以テ上院ノ同意ヲ要スル條約ニ依リ規定スヘキモノニシテ非公式了解又ハ「ジエントルマンス・アグリーメント」ニ依ル規定ヲ以テ満足スヘキモノニ非スト為シ暗ニ叢ニ英國カ提案セル一方的共同宣言ヲ排スルカ如キ口吻ヲ伝ヘ居レリ

ワシントン海軍軍備制限条約廢棄関係
論の動向についての在米国大使館付松本武官
の考察

ワシントン 1月1日前2時43分発
参謀本部 1月1日後8時5分着

第二六号

華府条約廢棄通告ニ際シ米国輿論ノ趨勢ヲ考査シ情勢判断
ノ資ニ供ス

一、倫敦交渉ニ於ケル日本ノ主張ハ單ナル海軍軍備ノ問題
ヲ超越シ独立國家トシテ平等自主ノ権利ヲ主張スルモノ
ナル處当地輿論ハ勿論識者間ニ於テモ伝統的ノ優越感ヲ
脱却スルヲ得シテ感情的ニ之ヲ非難セシハ御承知ノ通
リナリ

然レトモ日本ノ態度カ確乎トシテ主義ニ於テ何等ノ讓歩
ヲモ為ササル事實及日本ノ主張ノ正当ト其实力トハ識者
間ニ暗黙裡ニ從来ノ優越感ヲ以テ日本ニ不合理ナルコト
ヲ強制スルコトノ不可能ナルコトヲ自省セントスル情勢
ニアルモノト観察セラル又一部ノ識者ニ於テハ米国ノ極
東ニ於ケル利益カ米国ニ対シテハ重大ナルモノニアラサ

二、日本ノ主張ヲ抑制センカ為輿論ハ一時英米ノ協調ヲ唱
へ之ヲ支持スル英國有力者ノ言ニ迎合セルカ如シ二國ノ
力ヲ以テ日本ニ当ラントスルカ如キハ寧ロ大國トシテノ
鼎ノ輕重ヲ問ハルモノニシテ且其行為ヲ正義付クルモ
ノニアラス事實一部識者ノ反対ヲ招來セリ
日本ノ主張ノ正当ニシテ其行動妥當ナル限り英米ノ協同
ノ根拠ナキ非難ハ其跡ヲ絶タス
ハ見込渺キモノト判断セラル

三、米国海軍ハ尚其伝統的政策タル日本海軍ヲ打破シ得ル
兵力ヲ保有セントスル専門的ノ専門内ヲ出テス國務當局特
ニ事務當事者ハ伝統的觀念ニ支配セラレアルモ日本ノ正
當ニシテ且強キ主張ニ対シテハ唯「安全ノ平等」テフ暖
昧ナル主張ヲ漏スニ過キス國務長官ハ一般ニ感情的ノ言
ヲ避ケ極メテ慎重ナルハ官刃ノ対極東態度判断上注意ヲ
要スル所ナルモ滿州事件以来ノ米国ノ態度ヲ急変スルコ
トハ大臣ノ面目上至難ナルコトヲ承知セサルベカラス然

シテ伝統的政策ト實際トノ矛盾ヲ如何ニシテ調和スヘキ
カノ問題ニ直面セルモノト判断セラル

四、米国ニシテ強制セサル限り日米間ニ戰争ヲ生スルコト
無キコトモ漸次識者間ニ自省セラル傾向アルカ如シ從
テ今後左ノ如キ問題ニ關シ其政策ヲ転換スルカ又ハ伝統
ヲ持続シテ日本ニ対抗スルカノ岐路ニ立テルモノト判断
セラル

イ、支那及滿州ノ問題ハ米国カ日本ト戰争ヲ賭シテ争フ
程重要ナルモノナリヤ否ヤ（海軍問題ハ此政策ニ從属
スヘキモノニシテ其細部ニ關シ両國専門家ノ意見ノ
一致ヲ看ルコトハ困難ナルモノト米国側ハ思惟シア
リ）

ロ、條約ノ神聖ヲ擁護スル為戰争ヲモ辞セサルヤ否ヤハ
從来ノ如ク連盟及極東ニ關係ヲ有スル歐州諸國ノ手先
ノ如ク行動スルコトカ米国ノ為有利ナリヤ否ヤ

之ヲ要スルニ米国ノ輿論ハ日本ニ極東ニ於テ優越ヲ与フル
時ハ如何ナル行動ニ出ツルヤモ測リ難シトノ猜疑ニ帰著ス
故ニ日本トシテハ貸スニ時ヲ以テシ挑發的言動ヲ避ケ米国
側ノ感情ノ鎮静ヲ求メツツ正当ナル主張ヲ反復シ且米国ヲ

ルニ拘ラス伝統的ノ門戸開放政策ニ拘泥シ米国ノミ日本
ノ政策ヲ阻止セントスルハ策ノ得タルモノニアラストノ
説ヲ為スモノアリ但一部ノ煽動者流ノ支配ヲ受クル輿論
ノ根拠ナキ非難ハ其跡ヲ絶タス
ハ見込渺キモノト判断セラル

三、米国海軍ハ尚其伝統的政策タル日本海軍ヲ打破シ得ル
兵力ヲ保有セントスル専門的ノ専門内ヲ出テス國務當局特
ニ事務當事者ハ伝統的觀念ニ支配セラレアルモ日本ノ正
當ニシテ且強キ主張ニ対シテハ唯「安全ノ平等」テフ暖
昧ナル主張ヲ漏スニ過キス國務長官ハ一般ニ感情的ノ言
ヲ避ケ極メテ慎重ナルハ官刃ノ対極東態度判断上注意ヲ
要スル所ナルモ滿州事件以来ノ米国ノ態度ヲ急変スルコ
トハ大臣ノ面目上至難ナルコトヲ承知セサルベカラス然

四、米国ニシテ強制セサル限り日米間ニ戰争ヲ生スルコト
無キコトモ漸次識者間ニ自省セラル傾向アルカ如シ從
テ今後左ノ如キ問題ニ關シ其政策ヲ転換スルカ又ハ伝統
ヲ持続シテ日本ニ対抗スルカノ岐路ニ立テルモノト判断
セラル

イ、支那及滿州ノ問題ハ米国カ日本ト戰争ヲ賭シテ争フ
程重要ナルモノナリヤ否ヤ（海軍問題ハ此政策ニ從属
スヘキモノニシテ其細部ニ關シ両國専門家ノ意見ノ
一致ヲ看ルコトハ困難ナルモノト米国側ハ思惟シア
リ）

ロ、條約ノ神聖ヲ擁護スル為戰争ヲモ辞セサルヤ否ヤハ
從来ノ如ク連盟及極東ニ關係ヲ有スル歐州諸國ノ手先
ノ如ク行動スルコトカ米国ノ為有利ナリヤ否ヤ

之ヲ要スルニ米国ノ輿論ハ日本ニ極東ニ於テ優越ヲ与フル
時ハ如何ナル行動ニ出ツルヤモ測リ難シトノ猜疑ニ帰著ス
故ニ日本トシテハ貸スニ時ヲ以テシ挑發的言動ヲ避ケ米国
側ノ感情ノ鎮静ヲ求メツツ正当ナル主張ヲ反復シ且米国ヲ

297 昭和10年1月4日 在日仏國大使
昭和10年1月4日 広田外務大臣 会談

軍縮問題及び日ソ関係に関するピラ在本邦仮
別紙 在日仏國大使より広田外相へ手交された公文

昭和十年一月四日広田大臣在京仏國大使會談要領
(華府海軍条約ニ対スル仏國政府ノ態度ニ關スル
件)

昭和十年一月四日午後五時在京仏國大使「フェルナン・ピ
ラ」ハ広田大臣ヲ官邸ニ來訪會談一時間半ニ亘リ六時半辞
去セリ会談要旨左ノ通り

一、軍縮問題

大使ヨリ 今回帝國政府ノ華府海軍条約廢止通告ノ件ニ關
シ米國政府ヨリ通報アリタルニ対スル仏國政府ノ對米覆
答ノ写ヲ本国政府ノ訓令ニ依リ御通報申上クル為茲ニ持
參セリト述へ別紙ヲ讀上ケタル後右ニ依リテモ明カナル

カ如ク日仏両国ノ本件ニ関スル見解ニハ共通セル点渺カラスト認メラルモ他方来ルヘキ會議ノ参加國ノ範囲拡大方ニ関スル仏国政府ノ見解ニ付テハ帝国政府ニ於テモ恐ラク不同意ナルヘキカト思考セラル此ノ点ハ後刻御伺ヒ致度ト述フ

大臣 華府海軍條約廢止ニ関スル帝国政府ノ方針ニ付テハ右廢止通告ノ手続履行前ニ貴方ヘモ通報セルコト御承知ノ通りニシテ此ノ点ニ関スル我方方針ハ終始一貫セル処今回仏国政府ヨリ同問題ニ対スル腹蔵ナキ意見ヲ聞クヲ得タルハ欣幸トスル所ナリ

惟フニ世界人類カ國家組織ノ下ニ生存シツツアル以上軍備ノ必要ナルハ已ムヲ得ナル所ナルカ陸軍カ比較的移動困難ナル為其ノ任務カ主トシテ自國國境ノ防備ニ限ラルルニ反シ海軍ハ移動性ニ富メルカ故ニ其ノ運用如何ハ世界平和ニ關係スル所大ナリ

而シテ華府海軍條約ハ歐州大戰直後ノ世界ノ形勢ニ応シテ作ラレタルモノニシテ帝国ハ當時ノ世界ノ形勢ニ鑑ミ難キヲ忍ンテ同條約ノ比率ニ同意セリ

然レ共更ニ根本的ニ考察スルニ本大臣カ昨春議会ニ於

テ述ヘタルカ如ク各國軍備ヲ一定ノ数字ヲ以テ制限スルコトカ果シテ人類平和確保ノ為ニ最善ノ方法ナリヤニ付テハ容疑ノ余地アリ從テ向後華府條約ノ失効ニ至ル二ケ年間ニ同條約ニ代リ更ニ一層効果的ナル平和維持ノ方法ヲ案出スルコトハ正ニ人類當然ノ義務ニ属スヘシ而シテ帝国政府ノ理想トスル所ハ移動性ニ富メル各国海軍力ヲシテ陸軍ト同様全ク自國ノ國境防衛本位トナサントスルニ在リト述ヘラル之ニ対シ

大使 而シテ日本ノ國境ハ海上ニ在ルコト猶仏国ノ國境カ陸上ニ在ルト同様ナルヘシト言ヲ挿ム

大臣 以上ハ帝国ノ理想トスル所ナルカ仏国政府モ安全保障ニ重キヲ置カルル次第ナルヲ以テ世界平和機構ノ確立ニ付テハ日仏間ニ共通ノ見解多ク両國ノ協力ニ俟ツ所尠カラサルヘシ

最近文明ノ進歩ハ顯著ナルモノアリト雖モ今日猶軍力ノ存在ヲ必要トスルヲ見レハ文明ノ進歩モ未タ充分ナラサルヲ識ルヘク吾人外交当局ノ任ニ在ルモノハ或ハ空想トノ譬リアランモ軍力不要ノ世界ヲ理想トシテ之カ実現ニ向テ努力スルコト飽ク迄必要ナリト信ス

最近倫敦ニ於ケル軍縮交渉ニハ仏国ハ參加セサリシ処帝國カ英米側ニ提示セル案ハ極メテ理想的ノモノナリト述べラレタル処

大使 之迄ノ日本提案ハ原則ノミヲ主張セラレタルヤニ承知シ居ル処交渉再開ニ当リテハ具体的提案ヲナサルヘキヤト問ヒ

大臣 我方ハ先ツ原則ヲ主張シタルモ實際ニハ既ニ一此ノ点ハ極秘ナルカ一具体的数字ヲモ提示シタル次第ナリ先ツ原則ニ付テハ我方ノ根本觀念ノ第一ハ将来如何ナル強國出現スルトモ絶対ニ超ユヘカラサル兵力量ノ共通ノ天井ヲ定ムルニ在リ右天井以内ニ於テ各國ハ各々其ノ国ノ実情ニ応シタル兵力ヲ備フルコトトナルヘキカ同一ノ事情ノ下ニ在ル國ハ結局同等ノ兵力量ヲ備フルコトナルヘシ

第二ニハ大艦ヲ多数保有スルコトヲ排セントスルモノニシテ即チ質的ニモ共通ノ天井ヲ設ケントスルモノナリ

第三ニハ大艦殊ニ航空母艦ノ如キハ飛行機ヲ多数搭載シ大洋ヲ超エテ他國領土ヲ攻撃セントスルモノニシテ換言スレハ自國領土ヲ延長セントスルモノニ外ナラス從テス

大臣 唯今承リタル所ハ日本カ海軍ヲ以テ侵略ヲ行フノ野心ナキコトヲ示ス最良ノ方法ナリト言ヲ挿ミ何レニスモ小艦船ニテ太平洋ヲ征服スルカ如キハ思ヒモ寄ラサル所ナリト付言ス

大臣 更ニ各国民ノ經濟生活ノ見地ヨリスルモ今日軍艦一隻ノ建造費ハ一億円ヲ要シ若シ其過失又ハ戦争ニ依リ喪失セラレタリトセンカ直ニ同様ノモノヲ再建ノ要アリ結局二億円ヲ要スルニ至ルヘクスカル巨費ヲ投シテ国防ニ備ヘサルヘカラサルカ如キハ実ニ人類經濟生活上忍ビ難キ負担ナリ帝国ハ斯カル負担ヲ極減スルヲ理想トシ以テ世界平和ニ貢献センコトヲ期シツツアリト述ヘラレ次テ以上ハ日本主張ノ原則ノ方面ナルカ数字的方面ハ倫敦ニ於テモ嚴密ニ付セラレ全然發表セラレタルコトナキモ

ノナルニ依リ特ニ嚴秘ノ御含ミニテ御参考迄ニ申上クルコトトスレハ先ツ主力艦ハ我方ノ理想ハ零隻ニシテ各國之ニ同意セス万止ムヲ得サル場合ハ六隻トシ更ニ之ヲ以テシテモ各國受諾セス絶対止ムヲ得サル場合ニハ八隻ニ迄讓歩セントスルモノナリ

次ニ航空母艦ニ付テハ同シク零隻トセントスルモノナルカ万巳ムヲ得サル場合ニハ二隻又ハ更ニ讓歩ノ外ナキ場合ニハ三隻トセントスルモノナリ

甲巡ニ付テハ能フ限り縮減セントスルモノナリ

以上ノ数字ハ絶対ニ発表セサルモノナルニ付右呉々モ含ミ置カレタシト付言セラレタル処

大臣 嚴秘ノ含ミニテ本国政府へ右数字ヲ通報シ差支ナキヤト問ヒ

大臣 右ハ差支ナシト答ヘラレ更ニ統ケテ

帝国政府ハ本年中ニ本会議開催セラレー且之ニ先立チ予備交渉モ再開セラレー成ルヘク速ニ新協定ノ成立ヲ見テ一日モ早ク世界ニ安心ヲ与ヘ得ルニ至ランコトヲ最モ熱心ニ希望スルモノナリ

從来ノ戦争形式ハ最近人智ノ進歩ニ伴ヒテ変遷ヲ見一例

大臣 軍縮問題ハ今日迄日英米三国間ノ話合ニ止マリタルモ問題ハ世界的ニシテ各國ノ安全保障ニ重大ナル関係アル次第ニ付貴我両国政府ニ於テモ今後充分協力スルコトト致度シト述ヘラレ進テ

日本政府ノ考慮シ居ル最モ重要ナル点アリ右ハ他国ヨリ侵略サルルノ脅威ヲ一掃セントスルコト是ナリ戦争ノ勃発ニ至ラサル迄モ不斷ニ侵略ノ脅威存スル限り到底國家ノ安全ハ保障セラレサルモノナリ從テ他国ニ侵略ノ脅威ヲ与ヘサルト共ニ他国ヨリモ侵略ノ脅威ヲ受ケサル所謂

不脅威不侵略ノ思想ヲ世界ニ及ホサントスルコト我方ノ最モ重視スル所ナリト述ヘラル

大使 理想ノ点ニ於テハ仏国政府ハ日本政府ト立場ヲ同シクスルモノニシテ即チ軍備ハ經濟的ナルト共ニ非侵略的ノモノタラシメンコトヲ期スルモノナルモ日本ハ其ノ仮想敵カ比較的遠距離ニ在ル關係上其ノ理想ノ実現モ比較的容易ナルヘキモ仏国ハ仮想敵ト国境ヲ接シ居ルニ付其ノ理想ノ実現ハ容易ナラサル次第ナリト述フ

二、日蘇関係

大臣 ハ進テ仏国カ其ノ平和確保ノ為ニ各種ノ外交工作ヲ施シツツアルハ本大臣ノヨク了解スル所ニシテ蘇連ニ対スル工作モ畢竟仏国ノ不安除去ヲ目的トシタルモノト認メラルル処日本モ對蘇関係ハ之ヲ重視シ居ルモノニシテ

滿州国ハ日蘇間ノ緩衝国ト見做シ居リ今日ノ成立ハ日蘇關係上極メテ慶ハシキコトト思考シ居ルモ蘇連側ニ於テハ我方ノ公正ナル真意ヲ充分ニ了解シ居ラサルモノアルカ如ク同国内ニ一抹ノ不安アルヤニ見受ケラル然レ共我方ニ於テ蘇連ニ対シ事ヲ構ヘントスルカ如キ意図毛頭モナキコトハ勿論ナルニ付貴国ニ於テ機会アラハ蘇連カ我

へハ航空機潜水艦等ノ發明ニ依リ一国防モ經濟的ニ実施シ得ルニ至レリ從テ時代ノ進運ニ適応スル如キ經濟的國防ノ実現ヲ期スルコト肝要ナリト述ヘラレタル處

大使 予備交渉ハ果シテ再開セラルヘキヤト訊ネ

大臣 関係国外交官ノ間ニテ話合ヒヲ統ケ英國政府ニ於テ適當ナル時期到来セリト認メタル時ニ更ニ予備交渉ヲ再開スルコトニ関係国間ニ打合セラレタルト答ヘラレタル處

大使 予備交渉ハ果シテ再開セラルヘキヤト訊ネ

大臣 軍縮問題ハ今日迄日英米三国間ノ話合ニ止マリタルモ問題ハ世界的ニシテ各國ノ安全保障ニ重大ナル関係アル次第ニ付貴我両国政府ニ於テモ今後充分協力スルコトト致度シト述ヘラレ進テ

日本政府ノ考慮シ居ル最モ重要ナル点アリ右ハ他国ヨリ侵略サルルノ脅威ヲ一掃セントスルコト是ナリ戦争ノ勃発ニ至ラサル迄モ不斷ニ侵略ノ脅威存スル限り到底國家ノ安全ハ保障セラレサルモノナリ從テ他国ニ侵略ノ脅威ヲ与ヘサルト共ニ他国ヨリモ侵略ノ脅威ヲ受ケサル所謂

ニ交渉中ナルニ付蘇連側モ充分我方ノ平和的意図ニ信頼シテ可ナリト信ス

本大臣カ先年在蘇大使時代帝国ハ滿州事変ノ結果北滿、東支鐵道沿線ニ軍隊ヲ動カシタルコトアリ其ノ際本大臣ハ蘇連ニ在リテ日蘇關係ノ紛糾ヲ避ケルニ全力ヲ尽シタリ當時本大臣ノ在蘭公使時代ヨリノ友人タル「ブリアン」氏ヨリ滿州事変カ一転シテ日蘇紛争トナラナルヤヲ懸念シ問合セ来リタルニ対シ本大臣ハ本件ハ全然東洋のノ問題ニシテ「ブリアン」氏ノ懸念ハ無用ナル旨答ヘタルコトアリ

本大臣カ日蘇ノ平和的關係維持ヲ念トン之ニ最善ノ努力ヲ尽シ來リタルコト右ニ依ルモ明カナルヘシト述ヘラレタル処

大使 本使ハ実ハ數日前本国政府宛電報ニ於テ北鉄売買交渉ハ今後二ヶ月位ニテ完結スヘシトノ予測ヲ申送リタルカ右交渉ハ大体何時頃完了ノ見込ナリヤト問ヒ

大臣 蘇側ニ於テ北鉄売却ノ意思アルコトハ本大臣ノ確信スル所ナルカ蘇側ハ右売却代金一億四千万円ハ確實ニ之ヲ入手シ得ンコトヲ希望シ居レリ而シテ建国間モナキ満

州国ニ於テ一時ニ斯カル巨費ヲ支払フノ財政的經濟的能力ナキコトハ明カナルヲ以テ蘇連側トシテハ右支払問題ニ付迷惑ヲ蒙ラサルヘキコトノ保障ヲ要求シタルモノニシテ我方ニ於テ之ヲ応諾シタル為交渉ノ根本問題ハ既ニ解決シタル証合ナリ從テ今後両三回ノ交渉ニ於テ双方意見ノ合致ニ到達シ得ヘク其ノ後ハ「レダクション」ニ移ル次第ニシテ本大臣トシテハ一月中位ニ是非スヘテヲ完了シタキ意向ナルモ「レダクション」ニ付テハ細目ニ付議論モナシトセサルベク或ハ貴大使予測ノ如ク一切ノ完了ニハ今後二ヶ月位ヲ要スルコトトナストモ限ラスト述ヘラル

大使 貴大臣ニ対シ一ノ忠告ヲ申上クルコトヲ差許サルルナラハ本使トシテハ例ヘハ北鉄交渉完結等ノ機会ニ於テ議會等ノ席上帝國ハ滿州國々境ヲ拡大シ蘇支等ヲ侵略スルカ如キ意図ナキ旨ヲ嚴肅ニ宣言セラルニ於テハ現ニ仏國カ伊國トノ工作等ニ依リ歐州和平ノ確立ニ努メツツアルト相俟テ世界ニ大安心ヲ与フヘシト述ヘタルニ依リ大臣 本大臣トシテモ成ルヘク速ニ右ノ如キ声明ヲ為シ得ルニ至ランコトヲ希望スルモノニシテ對蘇關係ニ付テハ

來ルヘキ議會ニ於テ北鉄問題カ今少シ具体的ニ結著スルニ至ラハ何等此ノ種聲明ヲナシ得ルニ至ルヘシト思考ス他方對支關係ニ付テハ日支ノ關係ハ二千年来ノ問題ニシテ兩國平和關係ノ確立ハ日本ニトリ至大ノ利益ナリ 帝国外交方針ノ主眼タル東洋平和確立ノ真義ハ畢竟日蘇、日支平和關係ノ確立ヲ措イテ他ニ求ムヘカラスト述ヘラレ

大使 前述ノ如キ声明ヲ為サルニ至ラハ世界カ安心スヘシト繰返シタルニ対シ

大臣 世界ヨリ先ツ以テ安心スルモノハ日本ナリ蓋シ北鉄ハ露國カ「ロマノフ」時代ニ極東侵略ノ為ニ建設シタルモノナルヲ以テ同問題ノ解決ハ日本ニ大安心ヲ与フヘシト述ヘラル

三、軍縮問題（承前）
大使 話頭ヲ再ヒ軍縮問題ニ転シ先刻申述ヘタル次期會議ト述ヘラル

而シテ先ツ以テ之カ適用ヲ受クヘキハ最大海軍國タル英米ナルニ依リ我方ハ専ラ右兩國ト話合ヲ行ヒツツアル次第ニシテ両國カ之ヲ受諾スルニ於テハ右最大限カ各國ニ及ホサルル訳ナルモ両國ノ諾否カ問題ニシテ此ノ点ノ決定ヲ見サルニ先立チ單ニ理想的見地ヨリ世界海軍國ヲ参加セシマルコトノ適當ナリヤ否ヤニ付テハ疑問ヲ有セリト答ヘラレタル処

大使 右ハ御尤モナリト述ヘ之ヲ以テ会談ヲ終リ大使ハ別紙ヲ残シテ辭去セリ

(10' 1' 欧亞分室井上)

紙ヲ残シテ辭去セリ

Ambassade
de la
République Française
au
Japon

NOTE

大臣 日本ニトリテ最大ノ問題ハ共通最大限ノ設定ニ在リト問ヘルニ付

A la date du 30 Décembre 1934, le Chargé d'Affaires des Etats-Unis à Paris, agissant d'or-

dre de son Gouvernement, a bien voulu communiquer au Ministre des Affaires Etrangères de la République française copie de la lettre par laquelle le 29 Décembre l'Ambassadeur du Japon à Washington a télégraphié l'intention de son

Gouvernement de mettre fin le 31 Décembre 1936 au traité naval signé à Washington le 6 Février 1922. Monsieur Pierre Laval a pris acte de cette communication; il a en même temps noté qu'une copie authentique de la note Japonaise lui serait adressée ultérieurement par les soins de l'Ambassade des Etats-Unis.

Lors du dépôt des instruments de ratification du traité de Washington, le 17 Aout 1923, le Chargé d'Affaires de France avait formulé la déclaration suivante: "Le Gouvernement Français estime et a toujours estimé que les rapports de tonnage global en bâtiments de ligne et en porte-aéronefs attribués à chacune des puissances

déference de Washington, non plus que de la position actuelle de puissances dont le statut naval avait été réglé par des traités antérieurs.

Le Gouvernement Français, qui ne voudrait pas renoncer à l'espoir qu'une réglementation internationale pourra intervenir pour être substituée après le 31 Décembre au traité qui vient d'être dénoncé, estime en conséquence que l'accord nécessaire à cet effet ne saurait être limité aux 5 Puissances qui, aux termes de l'article 23, ont l'obligation de se réunir en conférence au cours de l'année 1935.

Sur la solution qu'il envisagerait, le Gouvernement de la République se réserve de faire connaître plus amplement ses vues au moment opportun.

Tokyo, le 4 Janvier 1935.

contractantes n'expriment pas l'importance respective des intérêts maritimes de ces puissances et ne peuvent être étendus aux catégories des navires autres que celles pour lesquelles ils ont été expressément stipulés."

D'autre part, le Parlement Français, saisi du Traité en vue de sa ratification, avait nettement marqué sa volonté que cet acte prît fin le 31 Décembre 1936. Enfin, au cours de cette dernière année, des expériences renouvelées ont montré quelles difficultés a soulevé le système de limitation quantitatif adopté en 1922. Le Gouvernement Français n'aurait donc pu en tout état de cause souscrire à sa reconduction.

Au surplus, depuis 1922, la situation a évolué de telle manière que, dans un règlement des questions navales, il ne saurait être fait abstraction de la situation ou des intérêts de certaines marines qui n'étaient pas représentées à la Conférence.

一九三四年十一月三十日在日米国代理大使ハ仏国外務大臣ハ対し本国政府ノ訓令ハ基ツク趣ヲ立ト十一月一十九日在華府日本大使カ一九三一年一月六日華府ハト調印ヤハシタル海軍条約ハ一九三六年十一月三十一日ハ立ル廢止ヤハシムニスル日本政府ノ意思ヲ電報セル書翰ノ写ハ通報ヤハシタリ「此モ一ル・ラベル」氏ハ右通報ヲ「承シ且又日本（政府）公文ハ認諾體本ハ追ハ米国大使館ハ通シテ交付ヤハシケキ趣ヲサバキヤト承ヤニ

一九三四年八月十七日華府条約批准書審記ハヨリ仏國代理大使ハト記声明ヲ為ヤリ「仏國政府ハ各締約國ハ賦与ヤハシタル主力艦及航駆母艦ノ総噸數ノ比率ハ此等諸國ノ海上利權ハ夫々ノ重要カラ表示スルモノハ非ス且同條約ハ明確ハ適用方規定セラハタル艦種以外ノ艦種ニ及ホシ得サルモノニ常ニ證メ來リ又現ニ證メ居ハリ」他方仏國議会ハ同條約協賛ハ為審議ハ際同條約ハ一九三六年十一月三十一日ハ以テ終トヤシハシムヘンノ意思ヲ明確ニシタリ

最後ハ一九三四年ハ採用ヤハシタル量的制限方式カ如何ナル困難ヲ惹起シタリヤハ昨年中繰返サハタル経験ノボシタル所ナリ從ハ仏國政府ハ如何ナル場合ハ同條約ノ更新ハ

ハ同意シ得サリシモノナリ

加之一九一二年以来情勢進展ノ結果海軍問題ノ決定ニ当リ

テハ既存条約ニ依テ海軍法令ヲ規定セラレタル諸国ノ現状

ニ付考慮スルト共ニ華付會議ニ参加セサリシ若干海軍ノ地位若ハ利益ヲモ考慮外ニ置キ得サルニ至レリ

仏国政府ハ一九三六年十二月三十一日以降今回廢止ヲ通告セラレタル条約ニ代り得ヘキ新國際協定成立ノ希望ヲ放棄

スルヲ欲セサルモノナルカ以上ノ次第ニ鑑ミ仏国政府トシ

テハスカル新協定ハ華府条約第二十三条ノ規定ニ遵ヒ一九

三五年中ニ会合スルノ義務ヲ有スル五国ニ限定セラルヘキ

仏国政府ハ其ノ考慮スヘキ解決策ニ関シ適當ノ機会ニ更ニモノニ非スト認ムルモノナリ

三五年中ニ会合スルノ義務ヲ有スル五国ニ限定セラルヘキ

其ノ所見ヲ開陳センコトヲ留保ス

一九三五年一月四日 東京

298 昭和10年1月5日 在ソ連邦酒匂臨時代理大使より
広田外務大臣宛(電報)

ワシントン海軍条約廢棄通告に関するイズヴ
エスチヤの論説

質的援助ヲ対米戦争ノ場合英ノ中立ヲ當ニシ居ルモノナル
処事態カ爾ク簡単ニ行カサルヘキハ十一月十二日「スマツ
ト」將軍ノ演説ニ最モ明瞭ニ窺ハル華府条約ノ廢止カ如何
ナル結果ヲ齎スヘキヤ未タ逆睹シ難キモ蘇連ニ影響セサル
ヲ保シ難シ云々
英、米、仏、伊ニ郵送セリ

299 昭和10年1月7日 広田外務大臣より
在英國松平大使宛(電報)

ワシントン海軍条約廢棄問題に関する仏国政
府の態度について

本省 1月7日発

暗海第一号

四日仏国大使來訪本国政府ノ訓令ニ依ル趣ヲ以テ米国政府
ヨリ帝国政府ノ華府条約廢止通告ノ件通報アリタルニ對ス
ル仏国政府ノ対米覆答ノ写ヲ手交セルカ右ハ先ツ米国政府
ノ通報ヲ了承セル後仏国政府ハ華府条約批准書寄託ニ際シ
同条約ノ比率ハ各国海上利益ノ重要ヲ表示スルモノニ非ス
又主力艦航空母艦以外ノ艦種ニハ之ヲ及ホシ得サルモノト
認ムル旨ヲ声明シ且仏国議会ハ同条約協賛ニ當リ一九三六

モスクワ 1月5日後発
本省 1月6日前着

旧暦三十一年「プラウダ」等ハ二十九日東京「タス」トシ

テ華府条約廢止通告ニ關スル外務當局談ノ大部分ヲ「ハル」

國務長官ノ声明ヲ報セル二十八日華府「タス」ト共ニ目抜

ニ場所ニ掲載セリ本件ニ付テハ二、三新聞ニ寄稿ノ形ニテ

スルヲ欲セサルモノナルカ以上ノ次第ニ鑑ミ仏国政府トシ

テハスカル新協定ハ華府条約第二十三条ノ規定ニ遵ヒ一九

三五年中ニ会合スルノ義務ヲ有スル五国ニ限定セラルヘキ

仏国政府ハ其ノ考慮スヘキ解決策ニ関シ適當ノ機会ニ更ニモノニ非スト認ムルモノナリ

三五年中ニ会合スルノ義務ヲ有スル五国ニ限定セラルヘキ

其ノ所見ヲ開陳センコトヲ留保ス

一九三五年一月四日 東京

298 昭和10年1月5日 在ソ連邦酒匂臨時代理大使より
広田外務大臣宛(電報)

ワシントン海軍条約廢棄通告に関するイズヴ
エスチヤの論説

年未ヲ以テ之ヲ終了セシムル意思ヲ明カニシ更ニ一九二二
年ノ量的制限方式カ如何ナル難点ヲ惹起セリヤハ昨年中経
験ノ示セル所ナリ依テ仏国政府ハ同条約ノ更新ニハ同意シ
得サリシモノナリト述ヘタル上尚又一九二三年以来ノ情勢
変化ノ結果トシテ海軍問題ノ解決ニハ華府會議ニ加ハラサ
リシ若干海軍ノ地位ヲ考慮外ニ置キ得サルニ至レリ仍テ仏
国政府ハ新協定ハ華府条約關係五国ニ限定セラルヘキモノ
ニ非スト認ムル旨ヲ記載セリ

尚其ノ際大使ハ新協定ハ五国ニ限定セラルヘキニ非トスル
右仏国政府ノ見解ニ対スル我方ノ意向ヲ訊ネタルニ付帝国
政府ノ最モ重キヲ置ク点ハ各国ノ保有シ得ヘキ兵力量ノ共
通最大限度ノ設定ニ在ル處右ニ付テハ先ツ以テ最大海軍國
タル英米ト話合ヲ遂クルノ要アリ從テ兩國ノ右諾否未タ明
カナラサルニ一般海軍國ヲモ交渉ニ参加セシムルコト適當
ナリヤハ疑問トスル旨答ヘ置キタリ

米、仏、伊、独、蘇ヘ転電アリタシ

300 昭和10年1月7日 在英國松平大使より
広田外務大臣宛(電報)

第五号

旧暦三十一年「プラウダ」等ハ二十九日東京「タス」トシ

テ華府条約廢止通告ニ關スル外務當局談ノ大部分ヲ「ハル」

國務長官ノ声明ヲ報セル二十八日華府「タス」ト共ニ目抜

ニ場所ニ掲載セリ本件ニ付テハ二、三新聞ニ寄稿ノ形ニテ

スルヲ欲セサルモノナルカ以上ノ次第ニ鑑ミ仏国政府トシ

テハスカル新協定ハ華府条約第二十三条ノ規定ニ遵ヒ一九

三五年中ニ会合スルノ義務ヲ有スル五国ニ限定セラルヘキ

仏国政府ハ其ノ考慮スヘキ解決策ニ関シ適當ノ機会ニ更ニモノニ非スト認ムルモノナリ

三五年中ニ会合スルノ義務ヲ有スル五国ニ限定セラルヘキ

其ノ所見ヲ開陳センコトヲ留保ス

一九三五年一月四日 東京

298 昭和10年1月5日 在ソ連邦酒匂臨時代理大使より
広田外務大臣宛(電報)

ワシントン海軍条約廢棄通告に関するイズヴ
エスチヤの論説

マクドナルドの新年メッセージ放送中のワシ

ントン海軍条約廃棄に関する言説について

ロンドン 1月7日前発
本省 1月7日後着

第二号

「マクドナルド」ハ五日夕新年ノ「メッセージ」放送中ニ於テ海軍問題ニ付テ日本ノ華府条約廃棄ハ二年ヲ経サレハ効果ヲ生セサルモ「シーリアス」ナル出来事ナリ英國ハ右二年ノ猶予期間内ニ於テ世界平和ヲ保持シ軍備競争ヨリ吾人ヲ擁護スヘキ新協定ノ基礎ヲ見出ス為努力スヘシト述ヘタリ

米ヘ転電シ仏、伊ニ郵送ス

301※昭和10年1月(14)日 在ニュー・ヨーク沢田總領事より
広田外務大臣宛(電報)

外交評論家アンドレ・ジロオのヘラルド・ト

リビューン紙掲載論文「仏國と海軍条約」に

ついて

ニュー・ヨーク 1月14日後着 発
本省 1月14日後着

華府海軍条約ハ日本政府ノ合法的ナ廃棄通告ニ依リ終了スルコトナツタガ同條約ノ終了ハ別ニ晴天霹靂デハナク、久シク予想サレティタコトダ、其ノ條約成立當時ト事情ガ変化シタ結果ニ他ナラナイ、支那及太平洋問題ヲ繞ル日英米三國間ノ確執、仏伊両国關係ノ疎隔、更ニ独蘇両国海軍ノ勃興等デ仏國トシテモ到底伊太利ト均勢ノ海軍力デハ我慢出来ナイ、廃棄通告ニ就キ日本政府カラ共同動作ヲ勧誘サレタ時仏国外務省ハ日本政府ガ遣ツテ吳レルナラ何モ態々大臣ト相談スルコトモナイトシテアツサリ日本政府ノ申出ヲ断ツタノダ

然シ何時マデ仏國政府ガ消極的態度ヲ維持出来ルカドウカ疑問ダ、否近キ将来必ズ外交機関ヲ通ジ又ハ公式声明ニヨリ自國ノ態度ヲ闡明スル必要ニ迫ラレルダラウ、日本政府ノ代リニ仏國政府ガ廃棄ヲ通告シテモ誰モ別ニ怪シミハシ出ヲ断ツタノダ

ナカツタラウ仏國政府ガ今後引続キ沈黙ヲ守ラウトスレバ思ハヌ困難ニ遭フ惧レアリ例ヘバ日本政府ヲ除キ英米仏伊四ヶ国政府間ニ華府条約ノ規定ヲ存続サセヨウトル英米両国政府ノ提案ハ一応葬ラレタガ又何時ドンナ形デ出テ来ルカモ知レヌ、又仮リニ英米両国政府ガ日本政府トノ妥協ニ成功シテモ仏國政府ハ困ルダラウ、抑々仏國政府ガ華府

条約ヲ喜バヌ理由ハ云フ迄モナク大戰開始當時英米両国ニ次グ大海軍国タル仏國ガ戦後ノ疲弊及平和条約ノ履行保障ヲ英米両国ニ依頼スル關係上渋々乍ラ劣等比率ニ甘ンズルコトヲ余儀ナクサレタモノデ其ノ比率ヲ海軍全体ニ及ボスコトハ歴代内閣ガ頑強ニ反対シタ所ダ、殊ニ最近独伊両国政府ガ建艦計画ニ乗出シタ結果仏國ノ不安ハ増大サレルニ至ツタ、要スルニ仏國政府ノ海軍々縮政策ハ先ヅ問題ノ基本タル政治的障害ヲ除去スルコト、軍縮方式ハ数量ヨリ質ニ重キヲ置クコトデ之ガ将来開カルベキ海軍縮少本會議ニ處スル仏國政府ノ根本的立場デアル

特情紐育第四八号

仏國ノ外交評論家「アンドレ・ジロオ」氏ハ十三日ノ「ヘラルド・トリビューン」紙上ニ「ペルティナツクス」ノ署名デ「仏國ト海軍条約」ト題スル論文ヲ寄セ次ノ如ク論ジテ居ル

立ヲ見サルニ於テハ真ニ悲シムヘキコトナルヘシト考

フルモ

(三)日本側ニ於テハ誠心誠意各関係国ノ「プレステイジ」及

安全ノ見地ヨリ見テ公平妥当ナル新協定ニ到達スルニ至

ル様努力スヘキ旨声明アリタルコトヲ答弁シタキ考ナル

処

右三点中(三)ハ十二月二十九日ノ廢棄通告ノ際日本側ヨリ申

入レラレタル口上ノ趣旨ヲ執リタルモノナルカ右ニテ差支

無キヤト尋ネタルニ付加藤ヨリ當方ノロ上トハ文句ニ多少

ノ相違アルヤニ認メラルモ趣旨ハ其ノ通ナリト答へ置キ

タル趣ナリ

303 暗海第一〇号 (極秘)
※昭和10年1月26日 在英國松平大使宛 (電報)

軍縮の精神に合致する新協定締結の努力に關する日本側主張につき英國側へ申し入れ方訓

令

本省 1月26日発

貴電海第八六号ニ關シ

暗海第一〇号 (極秘)

※昭和10年1月26日 在英國松平大使より
在英國松平大使宛 (電報)

日本のワシントン海軍条約廢棄通告に関する 英國下院における質疑へのマクドナルドの回 答について

ロンドン 1月29日後発

本省 1月30日前着

第二二号

二十八日當國議会再開セラレタルカ同日「マクドナルド」ハ下院ニ於ケル質問ニ對シ海軍予備交渉ノ経過ヲ略述シタル後華府條約ヲ一九三六年後ニ存続セシムルコトヲ日本政府カ欲セサルコトハ既ニ想像シタル次第ナルモ、同政府ノ同條約廢棄決定ハ英國政府ノ最遺憾トスル処ニシテ同條約失効前ニ建艦制限ノ新協定成立セサレハ重大事ト信ス、幸ニ日本政府カ軍拡ヲ行ヒ又ハ國際平和ヲ害セントスル意図ヲ有セス今後モ引続キ關係諸国トノ友好的商議ヲ繼續シ華

府條約ニ代ルヘキ公正妥当ニシテ且軍縮ノ精神ニ合体セル新協定ノ締結ニ努力シ以テ各國間ノ平和進行ヲ増進センコトヲ期スルトノ保障ヲ與ヘタルハ英國政府ノ頗ル満足トル所ナリト述ヘタリ

米ニ転電、仏、伊ニ郵送

305 昭和10年3月13日 在英國松平大使より
広田外務大臣宛 (電報)

クレーギー外相と会談の際言及せる四国条約 更改について

ロンドン 3月13日前發
本省 3月13日後着

第八四号 (館長符号扱)

四日「クレーギー」ト面談ノ際「ク」ハ全ク個人ノ思付トシテ軍縮會議ヲ成功セシメンカ為ニハ政治的保障ヲ必要ト考フル処此ノ前外相ト御話ノ四国条約ノ件ハ其ノ後如何考ヘ居ラルヤト述ヘタルニ付本使ハ本件ニ關シ一旦話ヲ打切リタルハ當時余リニ本問題カ世界ノ視聴ヲ牽キ之カ為種ノ臆測ヲ生シ却テ面白カラスト思考シタルカ為ナル處日

本側トシテハ四国条約ノ更改ヲ以テ一策ト思考スルコト當進ス

(三)ハ帝國ノ主張ヲ十分闡明シ居ラサル嫌ヒアルニ付米宛往電第三三六号後段「帝國政府ニ於テハ…………期スルモノナリ」ノ趣旨ニ由ル様可然先方へ申入レラレタシ

304 昭和10年1月29日 在英國松平大使より
広田外務大臣宛 (電報)

日本のワシントン海軍条約廢棄通告に関する 英國下院における質疑へのマクドナルドの回 答について

二十八日當國議会再開セラレタルカ同日「マクドナルド」

ハ下院ニ於ケル質問ニ對シ海軍予備交渉ノ経過ヲ略述シタル後華府條約ヲ一九三六年後ニ存続セシムルコトヲ日本政

府カ欲セサルコトハ既ニ想像シタル次第ナルモ、同政府ノ同條約廢棄決定ハ英國政府ノ最遺憾トスル処ニシテ同條約失効前ニ建艦制限ノ新協定成立セサレハ重大事ト信ス、幸ニ日本政府カ軍拡ヲ行ヒ又ハ國際平和ヲ害セントスル意図ヲ有セス今後モ引続キ關係諸国トノ友好的商議ヲ繼續シ華

府條約ニ代ルヘキ公正妥当ニシテ且軍縮ノ精神ニ合体セル新協定ノ締結ニ努力シ以テ各國間ノ平和進行ヲ増進センコトヲ期スルトノ保障ヲ與ヘタルハ英國政府ノ頗ル満足トル所ナリト述ヘタリ

米ニ転電、仏、伊ニ郵送

305 昭和10年3月13日 在英國松平大使より
広田外務大臣宛 (電報)

クレーギー外相と会談の際言及せる四国条約 更改について

本省 1月26日発

貴電海第八六号ニ關シ

暗海第一〇号 (極秘)

※昭和10年1月26日 在英國松平大使より
在英國松平大使宛 (電報)

時外相ニ申述ヘタル通リナリト答ヘタル処「ク」ハ單ニ四國条約ノ更改ノミニテハ同條約ハ太平洋ニ於ケル屬領地ノミニ關係シ何等支那本土ニハ關係無キヲ以テ不充分ナリト思考スト述ヘタルニ依リ本使ハ單ニ支那問題ニ付日本ノミ拘束セラレ英國側ニ於テハ他ノ方面ニ於テ全ク自由ニ行動シ得ト謂フ建前ニテハ到底日本ノ承諾ハ得ラレサルヘシ但シ若シ之ヲ東洋ニ限ラス世界至ル所ニ於テ日英相互ニ協議スル如キ形ナレハ或ハ我方ニ於テモ之ヲ考量スル余地アカルト思考スト述ヘタル処「ク」ハ孰レニスルモ二國間ノ協定ハ却テ他國ヲ刺戟シ面白カラサル情勢ヲ招來スルノ虞アルヲ以テ若シ何等力協定スルトセハ日、英、米三国間ノモト為スコト必要ナリ日本ハ最近連盟ヲ脱退セラルルコトトナリ又米ハ之ニ加盟シ居ラサルヲ以テ三国間ニ何等カ右様ノ協定ヲ作ルコト或ハ一策カトモ思考スト述ヘ居タリ右ハ「ク」ノ私的意思ニ止ルモ此ノ種問題ニ付テハ同氏カ中心トナリテ献策スル立場ニ在ルヲ以テ何等御参考迄ニ申

339

306 昭和10年3月15日 在英國松平大使より
広田外務大臣宛(電報)

英國下院予算委員会における海相陳述の海軍

予算と英國の理想とする海軍協定について

ロンドン 3月15日後発
本省 3月16日前着

第九三号

十四日下院予算委員会ニ於テ海相ハ今年度ノ海軍予算ハ艦隊ノ拡張ノ為ニ非スシテ老齡艦ノ修理代換主力艦ノ近代化等ノ為ニシテ新規拡張ハ只艦隊從屬航空隊ニ飛行機十九台ヲ加ヘタルアルノミ政府ハ一九三六年未迄ニ巡洋艦ハ条約限度迄潜水艦ハ略右ニ近ク迄代艦建造シ駆逐艦ニ付テハ余裕ヲ存シ置ク方針ナリ日本ノ華府条約廢棄ハ遺憾ナリシモ

右ハ今後ノ軍縮ヲ絶望ト為セルモノニ非ス英國ノ理想トスル海軍協定ハ海軍国間ノ防禦力ノ均衡保タレ依テ攻撃ヲ困難ナラシムルモノナリ而シテ右均衡ハ各国特殊ノ必要ヲ考慮ニ入レタルモノナルヲ要ス例ヘハ英國ハ他國カ巡洋艦ヲ有スト否トニ拘ラス之ヲ必要トスヘシ故ニ英國ハ此ノ上隻數ヲ減少スルヲ得サレトモ艦型縮少ハ之ヲ希望ス即チ戦艦

米ヘ転電シ仏、伊ヘ郵送セリ

307 昭和10年6月5日 在仏國佐藤大使より
広田外務大臣宛

ロンドン海軍予備交渉及びワシントン海軍条約廢棄通告に対する新聞論調について

(6月29日接受)

公第四九七号

昭和十年六月五日 在仏

特命全權大使 佐藤 尚武(印)

外務大臣 広田 弘毅殿

倫敦海軍交渉及華府条約廢棄通告ニ對スル當

地新聞論調報告ノ件

本件ニ関シテハ當時電報ヲ以テ報告申進置キタルガ大要左ノ如ク報告申進ス

記

仏國ハ倫敦海軍予備交渉再開スルヤ相当ノ関心ヲ以テ経過ヲ看取シ居リタルモ同國自身華府条約自体ニ付テ日本ト同ジク不満ヲ抱キ居リタル為「ユマニテ」ヲ除ク總テノ新聞ハ概々客觀的立場ヨリ觀察ヲ下シ倫敦電報ヲ掲載スル外各國ノ主張ヲ分析シ居ルニ止メ余り其當否ヲ論ゼズ

華府条約廢棄ニ際シテモ日本ノ廢棄ハ数ヶ月前ヨリ予期セラレ居リタリトテ靜観的態度ヲ持シ寧ロ仏國トシテハ華府

条約ノ現時ノ國際關係ニ適合セザル事及批准ノ際ニ既ニ更新ヲ予期セザリシ事等ヨリ大イニ日本側ニ対シ同情ヲ示シ

唯廢棄ノ影響ニ付テハ或ル者ハ建艦競争ヲ恐ルルモ多數新聞ハ之亦今後ノ海軍交渉ノ経過如何ニ依ルベシトシ必ズシモ悲觀的態度ヲ取ラズ、日英米關係ニ付テモ英実業視察団ノ報告等ヲ引用シ必ズシモ英米「プロツク」ニ依リ日本ヲ圧迫スルガ如キ事無カルベシト論ジ居レリ

本件新聞論調ヲ総括ニ見ルニ海軍専門家、海軍記者(例ヘバ「ルネ・ラブリエール」「ピエール・ヴァリヨン」)

二万五千噸十二時巡洋艦七千噸六時航空母艦二万五千噸六時トシ潜水艦ハ全廢ヲ希望スルモ右不可能ナラハ其ノ隻数及艦型ノ大縮減ヲ望ム尚空軍存スレハ海軍ハ無用トノ議論ヲ為スモノアルモ空軍ノ移動性ヲ發揮セシムルモノハ海軍ヲ措キテ他ニ之無キカ故ニ両軍ノ協力コソ肝要ナリト述べタリ

3 ワシントン海軍軍備制限条約廢棄関係

帝国政府ノ華府条約廢棄通告ニ關シ紐育各紙ハ三十日ノ紙上何レモ第一面ニ大々的報道ヲ掲ケテイル但シ華府条約ノ廢棄ハカネテヨリ論議セラレ且屢々帝国政府ノ意思表示デ

特情紐育第四六号

308 昭和10年12月(30)日 在ニュー・ヨーク沢田總領事より
広田外務大臣宛(電報)

ワシントン海軍条約廢棄通告に關する新聞論調について

ニュー・ヨーク 本省 12月30日後着 発

本件新聞論調ヲ總括ニ見ルニ海軍専門家、海軍記者(例ヘバ「ルネ・ラブリエール」「ピエール・ヴァリヨン」)

承知シテ居ルコトトテ一般ニ大シテ驚カス從ツテ反響モ比較的少イ

紐育「タイムス」紙ハ曰ク

今後華府条約ノ期限カ満了スル迄二箇年ノ時日ヲ残シテ居ルコトハセメテモノ仕合ダ差当リ不成功ニ終ツタ海軍予備交渉ヲ冷静ニ回顧シ其ノ失敗ノ原因ヲ明ニスルコトガ必要ダ今一ツ注意ヲ要スルノハ今日ト華府条約成立當時トハ事惰カ大イニ違ツテ居ルコトダ

「ヘラルド・トリビューン」紙ハ海軍問題ト政治問題トノ牽連ヲ主張シテ曰ク

日本政府今回ノ通告ニヨリ華府条約ノミナラズ倫敦条約モ終了スルコトトナツタ法律上海軍制限条約ノ廃止ト四箇国条約九ヶ国条約等政治的条約トハ直接関係無イガ之等ハ華府会議デ同時ニ協定サレタモノデアリ「スチムソン」前國務長官モ云ツタ通其ノ内何レカ無視サレテモヒニ影響ヲ及ボス從ツテ此ノ次ギノ會議デハ海軍問題ト共ニ太平洋ノ政治的問題ヲモ再考セネバナラナイ

紐育「タイムス」紙主筆「エドウイン・ジエームス」氏ハ三十日ノ日曜版紙上ニ署名記事ヲ掲ゲ日本政府ノ華府条約

廢棄ニ闕シ次ノ如ク論ジテ居ル

日本政府ガ主張スル海軍力ノ平等及徹底的軍縮ノ提案ハ純理上尤ナ議論ダガ實際問題ニナルト大分事情ガ異ツテ来ル若シ英米両国ガ大型デ遠洋航海及ビ戰闘ニ適スル艦艇ヲ保有シナケレバ遠隔ノ領域ニアル自國ノ權益ヲ保護出来ナイ

英國政府ハ世界各地ニ散在スル植民地ノ他ニ六十億磅ノ海外投資ヲ持ツテ居ル米国モ亦英國ニ匹敵スル莫大ナ海外投資ヲ持ツテ居ルガ大型艦艇ガ無ケレバ極東デ日本又ハ

其ノ他ノ諸国政府ガ米国ノ利益ヲ侵害シテモ口頭デ抗議スル以外他ニハ全ク施ス術無キニ至ルダラウ日本政府ガ現在ノ主張ヲ固執シテ讓ラヌ場合ニツノ途ガアル均等ナ総額数ヲ規定スル新協定ヲ作ルカ建艦競争ニ任スカダ後者ノ場合日英米三国政府トモ条約許容限度迄建艦スルダラウガ此ノ

場合英米両国政府ガ日本政府ヨリモ有利ナ地位ニ立ツコトハ明ダ但シ華府条約ガ終了スル迄ニハ尚二年ノ時日ガ残サレテ居ル実際建艦競争ガ始マル迄ニ更ニ折衝ノ余地ヲ残シテアルコトハ寔ニ好都合ダ其ノ間時ノ力ニヨリ英米両国民ノ感情ガ変化シ同時ニ日本ノ輿論モ何トカ変ラヌトハ限

ルマイ愚カナ建艦競争ハ成ルベク避ケ度イモノダ
(電信課註 一月四日前接受)

309 昭和10年12月(30日) 在中国有吉公使より
広田外務大臣宛(電報)

ワシントン海軍条約廢棄通告に関する中国新

聞論調について

本省 12月30日後着 発

特情上海第四六号

帝国政府ノ華府条約廢棄ニ関シ上海ノ支那紙ハ何レモ多大ノ関心ヲ示シ各紙トモ帝国政府ノ廢止通告文、外務当局談ノ全文ヲ掲ケ更ニ東京、華府倫敦各地カラノ電報ヲ掲載シテ居ル但シ三十日ノ紙上ニ社説ヲ掲ケテ居ルノハ時事新報ト晨報ダケデアル、

時事新報ハ曰ク

日本政府ノ華府条約廢棄ハ愈々昨日事實トナツテ現ハレタ一九三一年九月十八日以来日本政府ハ終始一貫全世界ニ對抗挑戦的政策ヲ採ツテ來タ最初日本政府ハ支那ヲ対象トシテ横暴ヲ働くライタガ今ヤ支那ハ眼中ニ無ク全世界ヲ相手ト

華府条約ハ國際信義ノ象徴ニシテ各國政府ハ互ニ尊重スベキモノダガ武斷主義ニトツテハ一片反故ニ等シイ九・一八事件ノ如キ日本政府ハ明ニ九國條約不戰條約ヲ侵犯シ遂ニ國際連盟ヲ脱退スルニ至ツタ然ルニ列國ガ之ニ対シテ如何ナル対策ヲ講ジタカ此ノ事實ニ徵スレバ華府条約ノ如キモト事実上ハ早クヨリ破棄サレテ居ル華府条約ハ九國條約、四

ニハ米国ノ門戸開放ト機会均等ノ原則ガ充満シテ居ル然モ日本政府ガ条約満期ヲ考慮シ遂ニ廢棄ヲ声明シタ日米両國ノ対立ハ愈々尖鋭化シタ以上ノ推測ガ当ツテ居ルナラ一九三五年ハ実ニ支那ノ危機ダ國際正義ガ頼ムニ足ラヌ以上自力ニ恃ムノミダ但シ一致団結実力充実ヲ図ツテ此ノ死ノ淵ヨリ逃避スル方法ヲ講ゼネバナラヌ

(電信課註 一月四日前接受)

310 昭和11年10月5日 外務省調書

ワシントン条約太平洋防備制限条項更新問題
に関する調書

華府条約太平洋防備制限条項更新問題ニ関スル件
一、本件ノ経緯概要

(一)客年倫敦海軍會議開催ニ際シ政府ハ本件防備制限問題ノ提起セラルコトアルヘキヲ予想シ左ノ通り全權ニ訓令シタリ
「防備制限ニ関スル協定ハ之ヲ考慮スルモノ之カ為兵力ニ関スル我要求ヲ調節シ得サルモノトス」

ト述ヘ次テ日本側ハ本協定ノ實質的内容変更等ノ意思アリヤト尋ネタルニ付藤井代理大使ハ右ニ関シテハ訓令ニ接シ居ラスト答ヘタリ

其ノ後三月十九日藤井代理大使ハ「ク」ニ對シ本件米側態度ヲ確メタル處目下海軍条約ノ起草等ニ没頭シ居ル為米側ヨリ未タ回答ナキモ何レ何分ノ返事アルヘシト期待シ居レリト答ヘタリ

(三)爾來本件ニ付何等交渉行ハレサリシ處九月七日「クレーギー」ハ在英吉田大使ニ對シ「週間程前防備制限問

題ニ関スル自治領回答出揃ヒタルニ付在東京英國大使ヨリ日本政府ヘ一応ノ回答ヲ申出サシメタルカ本件協議ハ倫敦ニ於テ行フコトトセハ好都合ナリト述ヘ吉田大使ハ右ハ帝國政府ヘ稟申スヘシト答ヘタリ越エテ九月十日在本邦英國大使ハ堀内次官ヲ來訪口頭申入ノ覚エノ為作成セルモノナリトテ

「日本政府カ太平洋防備制限ニ關スル華府条約第十九条ノ更新ヲ考慮スルノ用意アルコトヲ認ムルハ英國政府ノ欣幸トル所ニシテ英國側モ同様ノ意見ナルカ一ノ点ニ付変更ヲ加ヘ即チ現存要塞ヲ近代化シ

(二)本年一月二十三日(帝國ノ會議脫退後)會議第一委員會議長「モンセル」ハ永井全權ニ對シ本件ニ關スル我方ノ意向ヲ訊ネタルニ付帝國政府ハ二月十二日在英藤井代理大使ニ對シ帝國政府ノ意向トシテ左記趣旨ヲ英側ヘ通報方訓令セリ

「英國ノミナラス米國側ニ於テモ希望スル場合防備制限ニ關スル事項ヲ単独ノ條約トシテ協定ヲナスコトハ其ノ趣旨ニ於テ異存ナキモ會議ヨリ脱退セル今日之カ取扱方ニ付テハ會議參加ノ場合ト自ラ異ナルモノアルニ付之ニ對スル關係國ノ意向並ニ之カ取扱振明カトナリタル上協定ノ方法其他ニ就テハ更メテ考慮スルコトト致度シ」

藤井代理大使ハ二月十八日「クレーギー」ニ對シ右訓令ノ趣旨ヲ申入レタル処「ク」ハ同人一個ノ考ナルカリト思考ス米側意向ハ的確ニハ承知セサルモ日本ヲ含ム新條約成立セサル以上防備制限条項ノミノ存続ニハ反対ナリトノ意向ヲ示シタルコトアルモ右ハ最後のノ言葉ニハ非スト思考ス何レ米側意向ヲ確メ内報スヘシ

且拡張スル為ニヨリ大ナル自由ヲ存セシムルコト可然ト思考ス右ハ防禦力ヲ増大スルニ止マリ且時代遅レノ防備ヲ如何ナル程度迄近代化シ得ヘキヤニ付明確ナル觀念ナクシテ維持セサルヘカラサルノ稍变則的ナル事態ヲ矯正スヘシ日本政府カ右提案ニ原則トシテ同意ナルニ於テハ詳細ノ案文ヲ提示スヘシ」
トノ趣旨ノ覚エヲ手交シ尚右ハ米側ヘモ通報セラレタル筈ナリト述ヘタリ

二、本件ニ關スル陸海軍側ノ意向

前頭九月十日英側申出ニ對シ外務側ニ於テハ既定ノ方針ニ從ヒ先ツ以テ本件ニ關スル米側意向ヲ確ムル様在英大使ニ訓電スルコトトシ右趣旨ヲ以テ陸海軍側ト打合セタル處陸軍側ハ右ニ異存無カリシモ海軍側ハ米側意向確方ニハ反対セサルモ同時ニ防備制限条項更新ハ我方ニ不利ナリトノ海軍側意見ヲ尠クモ在英武官ニ電報ノ要アリト主張シ茲ニ海軍側カ從来ノ帝國政府ノ意向ト相当懸隔アル見解ヲ抱キ居ルコト判明セリ仍テ外務側ニ於テハ本件防備制限問題ニ關スル陸海軍側見解ヲ更メテ確ムルノ必要ヲ認メ夫々係官ヨリ問合セタルニ對シ陸海軍係官ハ

大要左記趣旨ヲ非公式ニ開陳セリ

(一)陸軍側意向（付属第一号及第一号ノ二参照）

華府条約第十九条ヲ基準トシタルモノ若ハ之ヲ帝国ノ有利ニ拡大シタルモノヲ单独ノ条約トシテ締結スルヲ有利トス但シ（軍事航空ニ制限ヲ付セサルコト）（）条約ノ期間ハ短期（最大限五年）トスルコト

(二)海軍側意向（付属第二号参照）

艦船及航空機ノ航続力著大ナラサリシ華府會議當時ニ在リテハ英米ノ日本ニ近接セル地点ノ防備ヲ制限スルコトハ彼等ノ攻撃ヲ困難ナラシメ我方ニトリ有利ナリシモ今日ノ艦船航空機ノ顯著ナル発達ト布哇及新嘉坡要塞ノ強化トハ彼等ノ日本攻撃ヲ極メテ容易ナラシムルニ至リ香港比島等ノ防備制限ヲ無価値ナラシメタリ現ニ米国ノ如キハ対日作戦上ニ比島利用方ヲ殆ト考慮シ居ラサルモノト認メラル斯カル情勢ノ下ニ於テ我方カ千島台湾小笠原等ノ如キ国防上ノ要地ヲ依然トシテ防備制限内ニ置カルルトキハ英米等ノ攻撃ニ対シ我方ハ国土防衛ニ充分ナル施設ヲ行フ能ハサル結果トナルモノニシテ国防ノ安固ヲ期シ難ク万一千西諸島、小笠

海軍側見解ハ右ノ通ナル処從来本件ニ關スル日英間ノ話合ハ大体第十九条ヲ基礎トシ居ル次第ニシテ之ニ対シ根本的変更ヲ加フルカ如キコトハ事實上不可能ナルヘキヲ以テ此ノ際ハ寧ロ本件ニ關シ交渉ヲ開始セサル方適當ナルヘシ

三、陸海軍側見解ノ批評

(一)陸軍側見解ノ批評

元來太平洋防備制限ノ問題ハ華府會議ニ於テ帝国ヨリ主力艦等ノ六割比率受諾ノ条件トシテ持出シ華府条約第十九条トシテ成立シタルモノニシテ爾來寿府一般軍縮會議迄ハ我方ハ「防備制限ニ関スル条項ハ之ヲ改變セサルヲ要ス」トノ方針ヲ持シ來リタルカ客年倫敦会議開催ニ際シテハ稍々態度ヲ変更シ「防備制限ニ関スル協定ハ之ヲ考慮スルモ之カ為兵力ニ關スル我要求ヲ調節シ得サルモノトス」トナシ本年二月英側ニ対スル申入ニ於テモ「英米共ニ希望スル場合防備制限ニ關スル事項ヲ協定スルコトハ趣旨ニ於テ異存ナシ」トセリ右ハ防備制限条項ハ之ヲ存続セシムルモ華府會議以来艦船兵器航空機等ノ進歩著シキニ鑑ミ同条項ノ内容ニ

原諸島ノ如キヲ敵軍ノ占領スル所トナランカ之ヲ基地

トシテ日本本土ノ要地ハ忽チ爆撃ヲ蒙ルヘシ

更ニ華府會議當時ニ比シ國力伸張セル今日ノ日本ノ立場ヨリスレハ英米カ其ノ本国ヨリ隔絶セル地点ノミノ

防備ヲ制限セラレ居ルハ不衡平ノ甚シキモノナリ加之對支及对南洋關係ヨリスルモ台灣等ノ防備カ制限セ

ラレ居ルハ我方ニトリ極メテ不利益ナリ

海軍トシテハ防備制限ノ趣旨自体ニ反対スルモノニハ非サルモ右制限ハ衡平ナラサルヘカラストスルモノニシテ現在ノ華府条約第十九条防備制限条項ニ對シ布哇新嘉坡ノ防備ヲ縮少スル底ノ根本的改訂ヲ加フルナラハ兎モ角然ラスシテ第十九条ヲ基礎トシ之ニ多少ノ修正ヲ加フル程度ニテハ到底満足スルヲ得ス寧ロ防備撤廃ヲ希望スルモノナリ其ノ曉ニ比島「ガム」「アリューション」香港其ノ他支那沿岸等ニ要塞根拠地ノ新設強化セラルモノアルトモ我方ノ防備施設ニシテ自由トナランカ充分之ニ対抗シ得テ国防ハ却テ安固ヲ期シ得ヘシ

(二)次ニ陸軍側第一ノ条件タル条約期間ヲ短期タラシム

ルコト

ニ付テハ防備制限協定カ平和的協定タル性質上成ル
ヘク之ヲ長期トスルコト望マシキモ陸軍側ニ於テ兵
器等ノ進歩顯著ナル情勢ニ鑑ミ短期トスルコトヲ飽
ク迄必要トスルニ於テハ例ヘハ五年毎ニ関係国ニ反
対ナキ限り更新スルコトシ差支ナカルヘシ要之陸
軍側見解ハ大体之ニ同意シ差支ヘナシト思考セラル

(二) 海軍側見解ノ批評

今回海軍側ノ開陳セル見解ハ華府条約第十九条ニ根本
的改变ヲ加ヘサル限り之カ存続ニハ反対ナリト云フニ
在ルヲ以テ第十九条ヲ基礎トシ之ニ多少ノ修正ヲ加ヘ
テ存続セシメントスル政府ノ既定方針トハ合致セサル
モノナル處本年一月対英申入ノ際右方針ニ異議ヲ唱ヘ
サリシ海軍側カ今日ニ至リ急ニ別個ノ見解ヲ抱クニ至
リタル理由ハ前頭海軍側説明ニテハ了解シ難キモ海軍
当局浅見ノ譬ハ免レサルヘキ所ナリ

海軍側説明ノ主要点ハ艦船航空機ノ発達ノ点ニ在リト
認メラルルニ依リ先ツ右ニ付一応考察ヲ加ヘンニ

(イ) 元来日本海軍ハ日露役ニ於テ旅順要塞ニ露國艦隊ノ

一部在泊シタル為対露作戦上不妙不都合ヲ來シタル
苦キ経験ニ鑑ミ華府會議ニ於テハ将来英米艦隊等ノ
為ニ同様ノ轍ヲ踏ムニ至ランコトヲ虞レ我方防備ヲ
一部犠牲トシテ比島「ガム」香港等ノ前進根拠地ノ
拘ラス能ク対英米防禦ヲ全ウシ得タル次第ナリ
爾來艦船航空機ノ速力及航続力増大シタル結果今日
ニ於テハ例ヘハ米國ハ布哇ヲ根拠地トシテ容易ニ日
本ヲ攻撃シ得ヘク從テ比島「ガム」等ノ前進根拠地
ヲ制限内ニ置クノ実効滅殺セラレタルヘキハ了解ニ
難カラサル所ナルモ艦船航空機等ノ発達ハ相互のナ
ルヲ以テ我方ニ於テモ從来台灣小笠原等ヲ制限内ニ
置キタルカ為ニ蒙リタル防衛上ノ不利ハ大ニ滅殺セ
ラレタルヘキ理ニシテ我方ノミニ不利ヲ來シタリト
ハ認メ難シ

或ハ云ハシテ今日英米艦隊ハ布哇新嘉坡ヲ基地トシテ
充分日本ヲ攻撃シ得ルカ故ニ英米側ニトリテハ比島
香港等ノ軍事施設強化ノ必要ナキモ我方トシテハ若
シ台灣南西諸島等ノ防備ヲ制限セラレ居ルニ於テハ

敵艦隊ノ攻撃ニ対シ此等地点ヲ防禦シ難ク一度此等

地点ニシテ占領セラレンカ日本本土ハ忽チ空爆ヲ蒙
ルヘシ從テ英米側ニトリ価値少キ前進根拠地ヲ彼等
力強化スルトモ我方トシテハ台灣其ノ他ノ防備ヲ固
ムルコト絶対ニ必要且有利ナリト然レ共航空機發達
セル今日要塞ノ砲台ヨリ敵艦隊ヲ砲撃スルカ如キ事
態ハ最後ノ場合ニ非サレハ想像シ得サル所ニシテ航
空ニ闕スル施設以外ニハ要塞防備ノ強化ハ(前進根
拠地トスル場合ヲ除キ)其ノ価値極メテ渺カルヘキ

ノト云ハサルヘカラス

今仮ニ一步譲リテ敵艦隊防禦ノ為ニ防備施設ヲナ
スノ必要アリトスルモ右ハ形勢逼迫スルニ及ンテ急
ニ施設スルモ遲カラサルヘク又若シ平常ヨリ現地ニ
於テ訓練ヲ行フニ非サレハ有事ノ際ニ実効ヲ挙ケ難
シト云フナラハ斯カル地点カ敵側ニ占領セラルム
敵側ハ俄ニ右地点ヲ利用スルノ方法ヲ識ラサルヘキ
訳ナリ

仮リニ飽ク迄平常ヨリ充分ナル防備施設ヲ行フノ必
要アリトスレハ右ハ千島ヨリ台灣小笠原ニ至ル広大
ナル区域ニ亘ルモノナルヲ以テ巨費ヲ要シ到底実現
不可能ナルヘク若シ一二戰略上ノ要地ノミニ強固ナ
ル防備ヲ施サントスルモノナラハ敵艦隊ハ結局右地
点ヲ避ケテ直接本土ヲ衝クヘシ從テ本件防備施設ヲ
ナスノ意義アルハ敵艦隊カ日本本土攻撃ニ先立チ必
須的ニ占領セサルヘカラサル地点ニ限ラルヘキ処斯
カル地点カ果シテ存スヘキヤ疑ハシキ点ハ別トスル
テ敵艦隊ヲ邀撃スルノ必要アルモノナルカ故ニ右見
地ヨリスルトキハ沿岸防備ノ必要ハ益々尠クナルモ

拠地ヲ占領シタル場合ト大差ナキ結果トナルニ非ス

ヤ

以上要之艦船航空機發達ノ結果布哇「ガム」等ノ前進根拠地トシテノ価値減少シタルコト事實ナリトス

ルモ之カ為右区域ノ防備ヲ撤廃スル方我方ニ有利ナ

リトノ論ハ吾人ノ納得シ難キ所ナリ

(口) 次ニ英米側カ其ノ前進根拠地ノミノ防備ヲ制限セラルニ対シ我方カ本土近接地点ヲ制限セラレ居ルハ不衡平ナリトノ論ニ付テハ

右ハ太平洋上ニ於ケル帝国ノ地理的地位ト「西部太平洋ヲ制セントスル」帝国海軍政策トヨ無視シタル單ナル面子論ト評スルノ外ナク布哇新嘉坡ヲモ制限区域内ニ加ヘントナラハ右ハ結局英米ヲ太平洋ヨリ駆逐セントスルモノニ外ナラスシテ我對外政策ノ各方面ニ亘リ無用ノ誤解ヲ惹起スヘキ点ハ別トスルモ布哇ニ対シ豪州新西蘭惹テハ日本々土ヲモ防備制限ニ加フヘシ等ノ論ヲ生シ政策上モ得策ナラサルヘシ

(ハ) 次ニ防備制限ハ軍縮条約ト共ニ存スル場合ニハ之ヲ容認シ得ルモ無条約トナリタル曉ニハ之ヲ容認スル

能ハストノ論モアリ得ヘキ処
元來防備制限ハ我六割比率ノ対償トシテ英米側ニ容認セシメタルモノニシテ兵力ニ対スル拘束消滅セル曉ハ却テ我方ニ有利トナルヘキ筋合ノモノナリ

四、本件措置方ニ関スル考察

(イ) 本件防備制限ハ太平洋平和維持及日英米友好關係増進ノ對外的見地並ニ軍事費節約ノ對内的見地ヨリスレハ能フ限り存続セシムルヲ適當トスルハ云フヲ俟タス

(ロ) 軍事的見地ヨリスルモ從来帝国海軍カ劣勢ヲ以テ対米國防ヲ完ウシ得タルハ布哇以西ニ有力ナル根拠地ナカリシヲ恃ミタルハ争フヘカラサル事實ナルヲ以テ今後比律賓「ガム」「アリューシャン」香港等帝国ノ周辺ニ巨大ナル根拠地設置セラレ帝国ヲ包囲スルノ情勢トナランカ太平洋ノ渠溝ハ全ク消滅シ太平洋ノ制海權ハ英米ノ手中ニ落ツル虞大ナルノミナラス英米軍艦ハ日本軍艦ト同様ニ航続力ヲ犠牲トシテ攻擊力ヲ増大シ得ルコトトナルヘク更ニ我方ハ漸減作戦ヲ行フノ余地ヲモ封セラレ此等各方面ニ亘リテ蒙ルヘキ不利ハ到底我方ノ台灣、小笠原ノ防備強化ノ利益ヲ以テ償ヒ得ヘシ

トハ思考セラレサルコト既述ノ通りナリ

(ミ) 海軍側ニ於テハ比島「ガム」等ニ對シ米側ハ事實上防備強化ノ措置ニ出テサルヘシトノ見解ヲ抱キ居ルモノアルモノノ如キモ米国海軍カ「ガム」ヲ太平洋ノ「ジ

ブランタル」タラシメントシタルハ周知ノ事實ニシテ

防備撤廃ノ曉「ガム」島軍事施設強化ヲ復活セストハ

限ラサルヘク其ノ曉ニハ我南洋委任統治諸島ハ依然委

任統治条項ニ依リ根拠地ヲ設ケ得サル關係上我方ノミ

不利ナル立場ニ立ツニ至ルヘク又比島ノ防備モ我方カ

台灣ノ軍事施設ヲ強化スルニ於テハ之ニ対抗シテ強化セラルヘキハ略々疑ナカルヘシ

(四) 斯クノ如ク外交上財政上ハ勿論軍事上ヨリスルモ本件防備制限ハ之ヲ存続セシムルヲ適當ト認メラル処進

テ布哇新嘉坡等ヲモ制限区域内ニ包含セシムルヲ得ハ

我方ニ有利ナルハ勿論ナルモ布哇ハ米国太平洋政策ノ

中権ニシテ又新嘉坡ハ英國ノ對印度及對東洋政策ノ基

地タル關係上無償ニテ此等地點ヲ制限区域内ニ包含セ

シムルカ如キハ望ムヘカラサルノミナラススカル問題

ヲ持出スコトハ我方ニ不用ノ誤解ヲ招ク虞アリ(華府

(六) 以上諸般ノ考慮ヨリ結局我方トシテハ現存防備制限ニ對シ或ル程度ノ防備近代化ヲ許容スルト共ニ軍事航空ニ對シテハ制限ヲ設ケサルコトスル趣旨ヲ以テ日英米間ニ速ニ詰合ヲ開始スルコト適當ナルヘシト認メラル

付属第一号

太平洋防備制限条項更新問題ニ関スル陸軍重安少

佐來談要旨

太平洋防備制限問題ニ関シ九月十日英側ヨリ申入アリタル件ニ関シ陸軍省軍務課重安少佐ハ九月二十六日東郷欧亜局長ヲ來訪陸軍側ノ意向ヲ非公式ニ申上ケタシトテ左記趣旨ヲ陳ヘタリ

「九月十五日外務省係官ヨリ本件ニ対スル外務側意向ヲ承リタルカ其ノ数日後海軍側係官ヨリ海軍側意向ニ関シ説明アリタリ右ニ依レハ海軍側ハ防備制限条項ノ更新存続ニハ反対ニシテ其ノ理由ヲ要約スレハ(一)艦船及航空機ノ発達ニ依ル事情ノ変化(二)軍事航空ヲ制限スルコトノ事実上ノ不可能(三)英米側カ本国ヨリ遠隔ノ地ノ防備ヲ制限セラルルニ反シ日本ハ本土其ノモノ乃至其ノ近接地域ノ防備ヲ制限セラルルノ不衝平及不面目ノ三点ニ在リ

一方陸軍側ニ於テハ本件ニ付作戦、財政及外交ノ三方面ヨリ考察ヲ加ヘタルカ(一)作戦関係ヨリスレハ現在ノ防備制限ハ攻防共ニ多少ハ我方ニ有利ナルヲ以テ之ヲ存続スルヲ可トシ(二)財政ノ見地ヨリスレハ陸軍トシテハ今日在

以上ノ見地ヨリ陸軍側ハ結局『華府条約第十九条ヲ基準トシタルモノ若ハ之ヲ帝国ノ有利ニ拡大シタルモノヲ単独ノ条約トシテ締結スルヲ有利トス但シ(一)軍事航空ニ制限ヲ付セサルコト

(二)条約ノ期間ハ短期(最大限五年)トスルコト』トノ結論ニ達シタリ

『第十九条ヲ基準トシタルモノ』トシタルハ最近九月十八日ニ要塞整備要領ナルモノ(羅津及高雄ニ要塞司令ヲ設クルモノニシテ明年八月公布ノ予定)ヲ上奏御裁可ヲ得タル關係上第十九条其ノ儘ノ存続ニハ賛成シ難キカ為ナリ陸軍側トシテハ第十九条ヲ成ルヘク我方ニ有利ニ地

域等ヲ拡大シタキ意向ナルモ私見ニテハ条約不成立ヲ賭シテ迄右ヲ主張スヘキヤ否ヤニ付テハ其ノ場合ニ臨ミテ決定スルコトシ可然

航空制限ニ反対ナルハ対支及対南洋ノ關係上航空施設整備ノ必要アルカ為ニシテ右ハ氣象研究等ノ關係上平時ヨリ施設訓練ヲ行フノ要アリ事態急迫スルニ及ヒテ俄ニ施設ヲ行フモ用ヲナササル次第ナリ尚右ニ対シ比律賓、『グアム』乃至ハ支那等ノ航空施設強化セラルルコトアルモ陸軍トシテハト競ヒテ充分ノ勝算アリ

右様ノ次第ニテ本件ニ関スル陸海軍ノ意見ハ相対立シ居ル次第ナルカ海軍側ハ小笠原島等ハ補給根拠地トシタク又台灣等ニハ要塞設置ノ意向モアルモノノ如キ処其ノ規模如何ニ依テハ巨額ノ費用ヲ要スルコトナルヘシ云々

付属第一号ノ二

太平洋防備制限問題ニ関スル英側申出ニ対スル陸

軍側意向

九月三十日重安少佐ハ欧二井上ヲ來訪左記趣旨ヲ陳ヘタリ

付属第二号

太平洋防備制限条項更新問題ニ関スル海軍側電報

案

防備制限条項更新問題ニ関スル海軍側意向ヲ在英武官ニ伝フル趣旨ナリトテ九月十七日海軍省係官ヨリ外務省係官宛

送付越セル同武官宛電報案左ノ如シ

軍務局長発

在英武官宛

付属第三号
華盛頓條約第十九条

防備制限問題ニ關シ

華府条約第十九条ハ英、米カ香港、比島等本国ト遠隔セル地点ノ軍事施設ヲ制限セルニ對シ帝国ハ台灣、南西諸島、南方諸島、千島列島ノ如ク國土中心ニ近キ国防上ノ要地ヲ數方面ニ亘リ制限セラレ航空機ノ發達著シキ現下ノ情勢上我ニ極メテ不利ニシテ馬來半島、布哇群島ノ軍事施設拡大強化著シク進捗セル今日第十九条ヲ基礎トルカ如キ程度ノ案ニテハ帝國トシテモ到底満足シ得サルモノニシテ現下ノ情勢上今日防備制限ニ關スル討議ヲ行フモ帝國所期ノ目的ヲ達スルコト困難ナリト思考スルニ付此ノ際本件交渉ハ之ヲ避ケルヲ有利トスル所存ナリ尤モ英側提議ノ取扱ヒニ關シテハ帝國從来ノ態度ニモ鑑ミ率直ニ拒否スルコトモ出來サル立場ニアルト共ニ英側ハ本問題ニ對スル米側態度ヲ我方ニ内報方約シタル次第モアリ米ノ態度ヲ見究メタル上徐ロニ処置セントスル當方ノ意向ナリ

右含ミ置カレタシ

(一) 合衆國カ太平洋ニ於テ現ニ領有シ又ハ将来取得スルコトアルヘキ島嶼タル屬地但シ(イ)合衆國、「アラスカ」及巴奈馬運河地帶ノ海岸ニ近接スル島嶼(「アリューシアン」諸島ヲ包含セス)並(ロ)布哇諸島ヲ除ク
(二) 香港及英帝國カ東經百十度以東ノ太平洋ニ於テ現ニ領有シ又ハ将来取得スルコトアルヘキ島嶼タル屬地但シ(イ)加奈陀海岸ニ近接スル島嶼(ロ)濠太利連邦及其ノ領土並(ハ)新西蘭ヲ除ク
(三) 太平洋ニ於ケル日本國ノ下記ノ島嶼タル領土及屬地即チ千島諸島、小笠原諸島、奄美大島、琉球諸島、台灣及澎湖諸島並日本國カ将来取得スルコトアルヘキ太平洋ニ於ケル島嶼タル領土及屬地

前記ノ現状維持トハ右ニ掲クル領土及屬地ニ於テ新ナル要

塞又ハ海軍根拠地ヲ建設セサルヘキコト、海軍力ノ修理及維持ノ為現存スル海軍諸設備ヲ増大スルノ処置ヲ執ラサルヘキコト並右ニ掲クル領土及屬地ノ沿岸防禦ヲ増大セサルヘキコトヲ謂フ但シ右制限ハ海軍及陸軍ノ設備ニ於テ平時慣行スルカ如キ磨損セル武器及裝備ノ修理及取替ヲ妨ケルコトナシ

編注 本件についてはその後日英間に交渉はなく、昭和十一年末条約失効とともに防備制限条項も消滅した。